

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	24-(3)-ア	各種事務事業の取扱い(保健福祉に関する事務事業/保健衛生関係)
調整方針	<p>1 予防接種事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>2 基本健康診査、各種検診等については、疾病の早期発見、早期治療による住民の健康増進を図るため、集団検診に係る受診者負担額については無料とする。なお、個別検診に係る受診者負担額については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。</p> <p>3 検診対象年齢については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。ただし、歯周病検診については、40歳、45歳、50歳、55歳及び60歳とする。</p> <p>4 保健センターの運営については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>5 健康カレンダーについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、内容については新市において調整する。</p>	

区分	4市村の現況			
	白河市	表郷村	大信村	東村
予防接種事業	<p>ポリオ(乳幼児) 実施方法: 集団接種</p> <p>三種混合(乳幼児) 実施方法: 個別接種</p> <p>二種混合(児童) 実施方法: 個別接種</p> <p>麻しん(幼児) 実施方法: 個別接種</p> <p>風しん(幼児) 実施方法: 個別接種</p> <p>日本脳炎(児童・生徒) 実施方法: 個別接種</p> <p>インフルエンザ(65歳以上希望者) 実施方法: 個別接種 自己負担: 1,000円</p> <p>・インフルエンザ以外は自己負担なし ・実施会場はポリオが保健センター、他は指定医療機関</p>	<p>ポリオ(乳幼児) 実施方法: 集団接種</p> <p>三種混合(乳幼児) 実施方法: 個別接種</p> <p>二種混合(児童) 実施方法: 集団接種</p> <p>麻しん(幼児) 実施方法: 個別接種</p> <p>風しん(幼児) 実施方法: 個別接種</p> <p>日本脳炎(児童・生徒) 実施方法: 集団接種</p> <p>インフルエンザ(65歳以上希望者) 実施方法: 個別接種 自己負担: 1,000円</p> <p>・インフルエンザ以外は自己負担なし ・実施会場はポリオが保健センター、二種混合・日本脳炎が小・中学校、他は指定医療機関</p>	<p>ポリオ(乳幼児) 実施方法: 集団接種</p> <p>三種混合(乳幼児) 実施方法: 個別接種</p> <p>二種混合(児童) 実施方法: 集団接種</p> <p>麻しん(幼児) 実施方法: 個別接種</p> <p>風しん(幼児) 実施方法: 個別接種</p> <p>日本脳炎(児童・生徒) 実施方法: 集団接種</p> <p>インフルエンザ(65歳以上希望者) 実施方法: 個別接種 自己負担: 1,000円</p> <p>・インフルエンザ以外は自己負担なし ・実施会場はポリオが保健センター、二種混合・日本脳炎が小・中学校、他は指定医療機関</p>	<p>ポリオ(乳幼児) 実施方法: 集団接種</p> <p>三種混合(乳幼児) 実施方法: 個別接種</p> <p>二種混合(児童) 実施方法: 集団接種</p> <p>麻しん(幼児) 実施方法: 個別接種</p> <p>風しん(幼児) 実施方法: 個別接種</p> <p>日本脳炎(児童・生徒) 実施方法: 集団接種</p> <p>インフルエンザ(65歳以上希望者) 実施方法: 個別接種 自己負担: 1,000円</p> <p>・インフルエンザ以外は自己負担なし ・実施会場はポリオが保健センター、二種混合・日本脳炎が小・中学校、他は指定医療機関</p>

各種検診等事業

4 市 村 の 現 況									
		基本健康診査	各種がん検診					その他の検診	
			胃がん検診	大腸がん検診	肺がん検診	子宮がん検診	乳がん検診	歯周病検診	骨粗鬆症予防検査
白 河 市	対 象 者	40歳以上	30歳以上	40歳以上	40歳以上・ 喀痰検査は50歳 以上のハイリスク者	30歳以上	40歳以上偶数年 齢の隔年	/	30歳以上の女性
	検診方法	集団・個別	集団・個別	集団・個別	集団	集団・個別	個別		集団のみ
	受診者負担額 (円)	集団 600 ----- 個別 1,100	500 ----- 2,000	400 ----- 600	肺がん検診(無料) 喀痰検査 400	400 ----- 子宮頸がん1,000 子宮体がん 700	1,400		500
表 郷 村	対 象 者	40歳以上	40歳以上	40歳以上	40歳以上・ 喀痰検査は50歳 以上のハイリスク者	30歳以上	40歳以上偶数年 齢の隔年	19-59歳	30歳以上の女性
	検診方法	集団	集団	集団	集団	集団・個別	集団・個別	集団	集団
	受診者負担額 (円)	集団 (無料) ----- 個別 /	(無料) ----- /	(無料) ----- /	(無料) ----- /	(無料) ----- /	(無料) ----- /	(無料) ----- /	(無料) ----- /
大 信 村	対 象 者	40歳以上	40歳以上	40歳以上	40歳以上・ 喀痰検査未実施	30歳以上	40歳以上偶数年 齢の隔年	30歳以上の女性	/
	検診方法	集団	集団	集団	集団	集団・個別	集団・個別	集団	
	受診者負担額 (円)	集団 1,000 ----- 個別 /	500 ----- /	(無料) ----- /	(無料) ----- /	400 ----- 子宮頸がん 400 子宮体がん 700	(無料) ----- /	(無料) ----- /	
東 村	対 象 者	30歳以上	30歳以上	30歳以上	40歳以上・ 喀痰検査未実施	30歳以上	40歳以上偶数年 齢の隔年	40歳以上70歳 未満	30歳以上の女性
	検診方法	集団	集団	集団	集団	集団・個別	集団・個別	集団	集団
	受診者負担額 (円)	集団 1,000 ----- 個別 /	胃がん・大腸がん いずれを受けても500		(無料) ----- /	500 ----- 子宮頸がん1,000 子宮体がん 900	マンモグラフィ 併用 600 1,100	触視診 400 マンモグラフィ 400	400

東村において70歳以上は受診者負担なし。

区 分	4 市 村 の 現 況															
	白 河 市	表 郷 村	大	村												
保健センター の運営	<p>【白河市保健センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在地：白河市字北中川原313番地 ・開設年月日：平成元年4月1日 ・業務内容： <ul style="list-style-type: none"> 健康教育 健康相談 健康診査 機能訓練 成人病予防その他疾病の予防 健康づくり運動 栄養改善 母子保健 その他健康の保持増進 ・使用料：徴収なし 	<p>【表郷村保健センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在地：表郷村大字金山字長者久保2-5 ・開設年月日：平成13年4月1日 ・業務内容： <ul style="list-style-type: none"> 健康相談及び健康教育 保健指導及び予防教育 各種検診及び予防衛生 保健衛生思想の普及啓発 その他保健センターの設置目的を達成するために必要な事業 ・使用料：徴収なし 	<p>【大信村保健センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在地：大信村大字町屋字沢田18番地 ・開設年月日：昭和63年4月1日 ・業務内容： <ul style="list-style-type: none"> 健康の保持及び増進に関する相談 健康の保持及び増進に関する調査研究 健康の保持及び増進に関する知識の普及指導 その他その設置の目的を達成するため必要業務 ・使用料： <table border="0"> <tr> <td></td> <td>8時30分～17時</td> <td>時間外</td> </tr> <tr> <td>研修展示室</td> <td>4,100円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>保健指導室</td> <td>4,100円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>栄養指導室</td> <td>8,200円</td> <td>10,300円</td> </tr> </table> 		8時30分～17時	時間外	研修展示室	4,100円	5,200円	保健指導室	4,100円	5,200円	栄養指導室	8,200円	10,300円	<p>【東村保健福祉センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在地：東村大字上野出島字干草場153-3 (東村保健センター、東村デイサービスセンター及び東村在宅介護支援センターの複合施設) ・開設年月日：平成12年4月1日 ・業務内容： <ul style="list-style-type: none"> (東村保健センター) 健康相談 保健指導 健康診査 その他地域保健に関し必要な事業 ・使用料：徴収なし
	8時30分～17時	時間外														
研修展示室	4,100円	5,200円														
保健指導室	4,100円	5,200円														
栄養指導室	8,200円	10,300円														
健康カレンダー の作成	<p>【健康カレンダー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作成部数：17,000部 ・単 価：7.5円/枚(16年度版) ・作成方法：業務委託、 年度カレンダー ・配布方法：広報白河お知らせ版の折込 チラシとして各戸配布 ・掲載内容：母子保健事業の年間計画 市の年間行事予定 	<p>【健康カレンダー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作成部数：2,000部 ・単 価：450円/冊(16年度版) ・作成方法：業務委託、 年度カレンダー ・配布方法：各行政区長を通じ各戸配 布 ・掲載内容：保健事業のほか学校行事 村の主事業 国民健康保険特別会計より一部補助 	<p>【健康カレンダー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作成部数：1,600部 ・単 価：385円/冊(16年度版) ・作成方法：業務委託、 年度カレンダー ・配布方法：各行政区長を通じ各戸配 布 ・掲載内容：保健事業のほか学校行事 村の主事業 国民健康保険特別会計より一部補助 	<p>【くらしのカレンダー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作成部数：1,700部 ・単 価：394円/冊(16年度版) ・作成方法：業務委託、 年度カレンダー ・配布方法：村配達員により各戸配布 ・掲載内容：保健事業をはじめ学校行 事、ごみ収集日、税の納 付期限等、概ね予定の決 まっている村の主行事 												

【先進事例】

田村地方5町村合併協議会（新設合併）

1. 予防接種事業については、都路村の予防接種の種類・方法により新市に引き継ぐものとする。個別接種については、依頼医療機関を拡大し、年間を通じて実施する。ただし、依頼医療機関以外の個別接種は大越町の例による。
2. 基本健康検査については、対象者、基本的検査内容、会場を現行のとおり新市に引き継ぐものとする。また、応分の受益者負担の原則を基本に700円の自己負担金を徴収する。ただし、費用徴収免除規定を設ける。各種がん検診については、胃がん検診400円、大腸がん検診100円、肺がん（喀痰）検診300円、子宮がん（集団）検診300円、子宮がん（施設）検診2,100円、乳がん（集団）検診700円、前立腺がん検診300円の自己負担金を徴収する。
3. 健康カレンダー及び保健だよりについては現行のとおり新市に引き継ぎ、地域の実情に応じて調整する。なお、新市における新市全体の年間予定表を配布する。

伊達7町合併協議会（新設合併）

1. 基本健康診査は、合併年度はそれぞれの町の例により実施し、合併後1年以内に統一する。
2. 町単独健康診査事業は、合併後1年以内に調整する。
3. ガン検診は、合併年度はそれぞれの町の例により実施し、合併後1年以内に統一する。

佐野市・田沼町・葛生町合併協議会（新設合併）

1. 検診方法及び個人負担金については、合併年度及び翌年度は現行どおりとし、合併する年度の翌々年度に統一する。
2. 佐野市保健センター、田沼町老人保健センター及び葛生町健康福祉センターについては、現行のとおりとする。なお、名称については、合併までに検討する。

登米地域合併協議会（新設合併）

1. 予防接種事業については、現行のとおり実施する。
2. 基本健康診査などの検診内容については合併時に統一する。

石和町・御坂町・一宮町・八代町・境川村・春日居町合併協議会（新設合併）

1. 予防接種については、予防接種法に基づき現行のとおり実施する。
2. 健康診査、人間ドック、各種検診は現行制度を継続して実施するが、内容については合併時までに調整する。自己負担金については金額を統一する。
3. 保健センター等については現行のとおり新市に引き継ぐ。

佐渡市（平成16年3月1日 新設合併）

1. 健康診査の自己負担額は、合併時に統一する。ただし、合併の期日の属する年度は現行のとおりとする。
 - ・基本健診500円、胃ガン検診500円、子宮ガン検診500円、肺ガン（レントゲン）検診0円、肺ガン（喀痰）検診500円、乳ガン検診300円、乳ガン（マンモ併用）検診500円、大腸ガン検診400円、骨密度検診300円。
2. 健康診査の項目数及び対象年齢については、合併後拡大するように調整する。
3. 検診場所については、合併時現行のとおりとする。
4. 検診手数料が無料になる者の範囲は、合併時に統一する。ただし、合併の期日の属する年度は、現行のとおりとする。
 - ・ 老人保護法の規定による者
 - 生活保護世帯
 - 市長が認めたる者

安芸高田市（平成16年3月1日 新設合併）

1. 保健センターについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。
2. 総合健診・老人健診事業については、当分の間現行のとおり実施し、新市において調整する。
3. 予防接種事業については、予防接種法（昭和23年法律第68号）及び結核予防法（昭和26年法律第96号）に基づいた接種は原則個別接種で実施する。集団接種が望ましいポリオ、ツベルクリン反応検査及びBCG接種については、保健センター及び各学校において集団接種する。

飛騨市（平成16年2月1日 新設合併）

1. 健康診査事業、予防接種事業については、それぞれ現行のとおり実施し、内容については住民に不公平の生じないよう新市移行までに統一する。

東かがわ市（平成15年4月1日 新設合併）

1. 予防接種事業については、合併時に予防接種の方法及び自己負担額の統一を図る。
2. 老人保健事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、自己負担額等については合併時に調整し統一を図る。

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	24-(3)-イ 各種事務事業の取扱い(保健福祉に関する事務/障がい者福祉関係)
調整方針	<p>1 障がい者計画については、障がい者の福祉に関する施策及び障がいの予防に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、新市において新たに策定する。</p> <p>2 国又は県が定める制度により実施している事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、その要綱等に準拠しながら、引き続きサービスの充実に努めるものとする。</p> <p>3 特定疾患患者見舞金支給事業については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。</p> <p>4 身体障がい者訪問入浴サービス事業については、新市においてサービス回数を週2回として実施する。</p> <p>5 点字広報・録音広報発行事業については、合併時から白河市の例により実施する。</p> <p>6 手話通訳奉仕員派遣事業については、合併時から白河市の例により実施する。</p>

【福祉手帳等の交付状況】		(平成16年4月1日現在・単位:人)				
		白河市	表郷村	大信村	東村	計
身体障害者手帳		1,351	249	221	257	2,078
	1 級	438	68	51	82	639
	2 級	244	48	35	39	366
	3 級	199	30	35	39	303
	4 級以下	470	103	100	97	770
療育手帳		235	63	36	27	361
	A	91	28	12	18	149
	B	144	35	24	9	212
精神障害者保健福祉手帳		102	11	6	11	130
	1 級	23	1	2	0	26
	2 級	57	5	4	11	77
	3 級	22	5	0	0	27

区分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
障がい者計画の策定	白河市障害者計画 「共に生きる社会を目指して」 計画期間 平成11～15年度	表郷村障害者計画 「やすらぎとふれあいのある村づくりを目指して」 計画期間 平成12～16年度	大信村障害者施策推進計画 計画期間 平成12～16年度	東村障害者計画 計画期間 平成12～16年度

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
身体障がい者 (児)支援費 事業	<p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本とし、事業者との対等な関係に基づき、利用者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する制度 <p>利用者負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人、扶養義務者の収入状況に応じ負担金を徴収する。 <p>費用負担</p> <p>国 1/2、市 1/2</p> <p>利用者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅支援分 61 名 ・ 施設支援分 14 名 	<p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本とし、事業者との対等な関係に基づき、利用者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する制度 <p>利用者負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人、扶養義務者の収入状況に応じ負担金を徴収する。 <p>費用負担</p> <p>国 1/2、県 1/4、村 1/4</p> <p>利用者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅支援分 1 名 ・ 施設支援分 1 名 	<p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本とし、事業者との対等な関係に基づき、利用者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する制度 <p>利用者負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人、扶養義務者の収入状況に応じ負担金を徴収する。 <p>負担割合</p> <p>国 1/2、県 1/4、村 1/4</p> <p>利用者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅支援分 1 名 ・ 施設支援分 3 名 	<p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本とし、事業者との対等な関係に基づき、利用者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する制度 <p>利用者負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人、扶養義務者の収入状況に応じ負担金を徴収する。 <p>負担割合</p> <p>国 1/2、県 1/4、村 1/4</p> <p>利用者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅支援分 1 名 ・ 施設支援分 4 名
身体障がい者 補装具の修理 交付事業	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者(18歳以上の者)の失われた身体機能を補完又は代償し、身体障がい者の職業その他日常生活の能率の向上を図る。 <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳所持者 <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補装具の種類(主なもの) 視覚障害 盲人安全つえ、義眼、眼鏡 聴覚障害 補聴器 肢体障害 義肢、装具、車椅子、電動車椅子等 言語障害 人工喉頭 内部障害 ストマ用装具 <p>自己負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯の課税状況により一部負担 <p>費用負担</p> <p>国 1/2、市 1/2</p> <p>利用件数 48 件</p>	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者(18歳以上の者)の失われた身体機能を補完又は代償し、身体障がい者の職業その他日常生活の能率の向上を図る。 <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳所持者 <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補装具の種類(主なもの) 視覚障害 盲人安全つえ、義眼、眼鏡 聴覚障害 補聴器 肢体障害 義肢、装具、車椅子、電動車椅子等 言語障害 人工喉頭 内部障害 ストマ用装具 <p>自己負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯の課税状況により一部負担 <p>費用負担</p> <p>国 1/2、県 1/4、村 1/4</p> <p>利用件数 20 件</p>	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者(18歳以上の者)の失われた身体機能を補完又は代償し、身体障がい者の職業その他日常生活の能率の向上を図る。 <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳所持者 <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補装具の種類(主なもの) 視覚障害 盲人安全つえ、義眼、眼鏡 聴覚障害 補聴器 肢体障害 義肢、装具、車椅子、電動車椅子等 言語障害 人工喉頭 内部障害 ストマ用装具 <p>自己負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯の課税状況により一部負担 <p>費用負担</p> <p>国 1/2、県 1/4、村 1/4</p> <p>利用件数 21 件</p>	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者(18歳以上の者)の失われた身体機能を補完又は代償し、身体障がい者の職業その他日常生活の能率の向上を図る。 <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳所持者 <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補装具の種類(主なもの) 視覚障害 盲人安全つえ、義眼、眼鏡 聴覚障害 補聴器 肢体障害 義肢、装具、車椅子、電動車椅子等 言語障害 人工喉頭 内部障害 ストマ用装具 <p>自己負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯の課税状況により一部負担 <p>費用負担</p> <p>国 1/2、県 1/4、村 1/4</p> <p>利用件数 18 件</p>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
重度身体障がい者日常生活用具給付事業	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅の重度身体障がい者に日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図る。 <p>自己負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯の課税状況により一部負担 <p>費用負担</p> <p>国 1/2、市 1/2</p> <p>利用者数 26 名</p>	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅の重度身体障がい者に日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図る。 <p>自己負担額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯の課税状況により一部負担 <p>費用負担</p> <p>国 1/2、県 1/4、村 1/4</p> <p>利用者数 0 名</p>	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅の重度身体障がい者に日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図る。 <p>自己負担額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯の課税状況により一部負担 <p>費用負担</p> <p>国 1/2、県 1/4、村 1/4</p> <p>利用者数 0 名</p>	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅の重度身体障がい者に日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図る。 <p>自己負担額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯の課税状況により一部負担 <p>負担割合</p> <p>国 1/2、県 1/4、村 1/4</p> <p>利用者数 0 名</p>
重度心身障がい者医療費助成制度	<p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度の心身障がい者の健康を確保するため、医療機関等で受診時の自己負担分の医療費助成 <p>対象者</p> <p>身体障害者手帳 1・2 級又は 3 級の内部機能障がい（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は免疫機能障がい）を有する者療育手帳 A 判定の者又は療育手帳 B 判定であわせて、身体障害者手帳を所持する者</p> <p>精神保健福祉手帳 1 級の者又は 2、3 級でかつ身体障害者手帳若しくは療育手帳を所持する者</p> <p>受給者数 650 名</p>	<p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度の心身障がい者の健康を確保するため、医療機関等で受診時の自己負担分の医療費助成 <p>対象者</p> <p>身体障害者手帳 1・2 級又は 3 級の内部機能障がい（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は免疫機能障がい）を有する者療育手帳 A 判定の者又は療育手帳 B 判定であわせて、身体障害者手帳を所持する者</p> <p>精神保健福祉手帳 1 級の者又は 2、3 級でかつ身体障害者手帳若しくは療育手帳を所持する者</p> <p>受給者数 125 名</p>	<p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度の心身障がい者の健康を確保するため、医療機関等で受診時の自己負担分の医療費助成 <p>対象者</p> <p>身体障害者手帳 1・2 級又は 3 級の内部機能障がい（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は免疫機能障がい）を有する者療育手帳 A 判定の者又は療育手帳 B 判定であわせて、身体障害者手帳を所持する者</p> <p>精神保健福祉手帳 1 級の者又は 2、3 級でかつ身体障害者手帳若しくは療育手帳を所持する者</p> <p>受給者数 87 名</p>	<p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度の心身障がい者の健康を確保するため、医療機関等で受診時の自己負担分の医療費助成 <p>対象者</p> <p>身体障害者手帳 1・2 級又は 3 級の内部機能障がい（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は免疫機能障がい）を有する者療育手帳 A 判定の者又は療育手帳 B 判定であわせて、身体障害者手帳を所持する者</p> <p>精神保健福祉手帳 1 級の者又は 2、3 級でかつ身体障害者手帳若しくは療育手帳を所持する者</p> <p>受給者数 118 名</p>
在宅重度障がい者対策事業	<p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅の重度障がい者に対し、治療及び予防のため、日常生活において必要な治療材料を給付 	<p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅の重度障がい者に対し、治療及び予防のため、日常生活において必要な治療材料を給付 	<p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅の重度障がい者に対し、治療及び予防のため、日常生活において必要な治療材料を給付 	<p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅の重度障がい者に対し、治療及び予防のため、日常生活において必要な治療材料を給付

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
	<p>対象者 〔治療材料〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳の交付を受けている身体障がい者で障がいの程度が1、2級の者、これらの同程度の障がいを持つ者のうち、次のいずれにも該当する者 在宅で65歳未満の者 下肢又は体幹機能障害の者、これらに準じる者 知覚障害膀胱・直腸機能障害その他運動機能障害等の障がいがあり、現にじょくそう、尿路感染症、膀胱炎、排泄障害等の顕著な症状を有し、又は予防のため、日常生活において医療的措置が必要な者 <p>〔衛生器材の給付〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅の人工肛門、人工膀胱造設者に対して衛生器材を給付する。(ぼうこう又は直腸機能障害で身体障害者手帳を所持する者は除く。) <p>給付額</p> <ul style="list-style-type: none"> 治療材料 月額 3,000 円 衛生器材の給付 月額 4,000 円 <p>給付券の送付</p> <p>年4回(3、6、9、12月)</p> <p>給付者数</p> <ul style="list-style-type: none"> 治療材料 月 10名 衛生器材の給付 月 13名 <p>費用負担</p> <p>県 1/2、市 1/2</p>	<p>対象者 〔治療材料〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳の交付を受けている身体障がい者で障がいの程度が1、2級の者、これらの同程度の障がいを持つ者のうち、次のいずれにも該当する者 在宅で65歳未満の者 下肢又は体幹機能障害の者、これらに準じる者 知覚障害膀胱・直腸機能障害その他運動機能障害等の障がいがあり、現にじょくそう、尿路感染症、膀胱炎、排泄障害等の顕著な症状を有し、又は予防のため、日常生活において医療的措置が必要な者 <p>〔衛生器材の給付〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅の人工肛門、人工膀胱造設者に対して衛生器材を給付する。(ぼうこう又は直腸機能障害で身体障害者手帳を所持する者は除く。) <p>給付額</p> <ul style="list-style-type: none"> 治療材料 月額 3,000 円 衛生器材の給付 月額 4,000 円 <p>給付券の送付</p> <p>年1回(4月)</p> <p>給付者数</p> <ul style="list-style-type: none"> 治療材料 月 8名 衛生器材の給付 月 0名 <p>費用負担</p> <p>県 1/2、村 1/2</p>	<p>対象者 〔治療材料〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳の交付を受けている身体障がい者で障がいの程度が1、2級の者、これらの同程度の障がいを持つ者のうち、次のいずれにも該当する者 在宅で65歳未満の者 下肢又は体幹機能障害の者、これらに準じる者 知覚障害膀胱・直腸機能障害その他運動機能障害等の障がいがあり、現にじょくそう、尿路感染症、膀胱炎、排泄障害等の顕著な症状を有し、又は予防のため、日常生活において医療的措置が必要な者 <p>〔衛生器材の給付〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅の人工肛門、人工膀胱造設者に対して衛生器材を給付する。(ぼうこう又は直腸機能障害で身体障害者手帳を所持する者は除く。) <p>給付額</p> <ul style="list-style-type: none"> 治療材料 月額 3,000 円 衛生器材の給付 月額 4,000 円 <p>給付券の送付</p> <p>年4回(3、6、9、12月)</p> <p>給付者数</p> <ul style="list-style-type: none"> 治療材料 月 1名 衛生器材の給付 月 0名 <p>費用負担</p> <p>県 1/2、村 1/2</p>	<p>対象者 〔治療材料〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳の交付を受けている身体障がい者で障がいの程度が1、2級の者、これらの同程度の障がいを持つ者のうち、次のいずれにも該当する者 在宅で65歳未満の者 下肢又は体幹機能障害の者、これらに準じる者 知覚障害膀胱・直腸機能障害その他運動機能障害等の障がいがあり、現にじょくそう、尿路感染症、膀胱炎、排泄障害等の顕著な症状を有し、又は予防のため、日常生活において医療的措置が必要な者 <p>〔衛生器材の給付〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅の人工肛門、人工膀胱造設者に対して衛生器材を給付する。(ぼうこう又は直腸機能障害で身体障害者手帳を所持する者は除く。) <p>給付額</p> <ul style="list-style-type: none"> 治療材料 月額 3,000 円 衛生器材の給付 月額 4,000 円 <p>給付券の送付</p> <p>年4回(3、6、9、12月)</p> <p>給付者数</p> <ul style="list-style-type: none"> 治療材料 月 0名 衛生器材の給付 月 0名 <p>負担割合</p> <p>県 1/2、村 1/2</p>
人工透析患者 通院交通費補助事業	<p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 腎臓機能障害者が人工透析のため、医療機関へ通院するのに要する交通費を補助することにより経済的負担の軽減を図り障がい者の福祉の増進を図る。 	<p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 腎臓機能障害者が人工透析のため、医療機関へ通院するのに要する交通費を補助することにより、経済的負担の軽減を図り障がい者の福祉の増進を図る。 	<p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 腎臓機能障害者が人工透析のため、医療機関へ通院するのに要する交通費を補助することにより、経済的負担の軽減を図り障がい者の福祉の増進を図る。 	<p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 腎臓機能障害者が人工透析のため、医療機関へ通院するのに要する交通費を補助することにより、経済的負担の軽減を図り障がい者の福祉の増進を図る。

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
	<p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 腎臓機能障害者で身体障害者手帳を所持し血液透析療法を受ける者で次のいずれにも該当しない者 交通費が月5千円以下（通院区間内で経費の安い交通機関を利用）の者 通院区間が1.5 km以下 所得制限に該当する者 理由がないのに最寄の専門医療機関を利用しない者 <p>給付額</p> <ul style="list-style-type: none"> 通院に要した経費から5千円を引いた額で月3万円が限度額 <p>費用負担</p> <p>県 1/2、市 1/2</p> <p>受給者数 2名</p>	<p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 腎臓機能障害者で身体障害者手帳を所持し血液透析療法を受ける者で次のいずれにも該当しない者 交通費が月5千円以下（通院区間内で経費の安い交通機関を利用）の者 通院区間が1.5 km以下の者 所得制限に該当する者 理由がないのに最寄の専門医療機関を利用しない者 <p>給付額</p> <ul style="list-style-type: none"> 通院に要した経費から5千円を引いた額で月3万円が限度額 <p>費用負担</p> <p>県 1/2、村 1/2</p> <p>受給者数 0名</p>	<p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 腎臓機能障害者で身体障害者手帳を所持し血液透析療法を受ける者で次のいずれにも該当しない者 交通費が月5千円以下（通院区間内で経費の安い交通機関を利用）の者 通院区間が1.5 km以下の者 所得制限に該当する者 理由がないのに最寄の専門医療機関を利用しない者 <p>給付額</p> <ul style="list-style-type: none"> 通院に要した経費から5千円を引いた額で月3万円が限度額 <p>費用負担</p> <p>県 1/2、村 1/2</p> <p>受給者数 0名</p>	<p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 腎臓機能障害者で身体障害者手帳を所持し血液透析療法を受ける者で次のいずれにも該当しない者 交通費が月5千円以下（通院区間内で経費の安い交通機関を利用）の者 通院区間が1.5 km以下の者 所得制限に該当する者 理由がないのに最寄の専門医療機関を利用しない者 <p>給付額</p> <ul style="list-style-type: none"> 通院に要した経費から5千円を引いた額で月3万円が限度額 <p>費用負担</p> <p>県 1/2、村 1/2</p> <p>受給者数 0名</p>
身体障がい者 自動車操作訓練助成事業	<p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障がい者が運転免許を取得することにより、就労等の社会参加が見込まれるときに、免許を取得するのに必要な経費の一部を助成 <p>対象者</p> <p>身体障害者手帳を持つ下肢障害、聴覚障害者</p> <p>市内に居住地を有する身体障がい者であって、満18才以上の者</p> <p>自動車教習所において、操作訓練を受けて免許を取得する者</p> <p>助成額</p> <ul style="list-style-type: none"> 免許取得に要した経費の2/3以内で、10万円が限度額 <p>費用負担</p> <p>国 1/3、県 1/3、市 1/3</p>	<p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障がい者が運転免許を取得することにより、就労等の社会参加が見込まれるときに、免許を取得するのに必要な経費の一部を助成 <p>対象者</p> <p>身体障害者手帳を持つ下肢障害者、聴覚障害者</p> <p>村内に居住地を有する身体障がい者であって、満18才以上の者</p> <p>自動車教習所において、操作訓練を受けて免許を取得する者</p> <p>助成額</p> <ul style="list-style-type: none"> 免許取得に要した経費の2/3以内で、10万円が限度額 <p>費用負担</p> <p>国 1/3、県 1/3、村 1/3</p>	<p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障がい者が運転免許を取得することにより、就労等の社会参加が見込まれるときに、免許を取得するのに必要な経費の一部を助成 <p>対象者</p> <p>身体障害者手帳を持つ下肢障害者、聴覚障害者</p> <p>村内に居住地を有する身体障がい者であって、満18才以上の者</p> <p>自動車教習所において、操作訓練を受けて免許を取得する者</p> <p>助成額</p> <ul style="list-style-type: none"> 免許取得に要した経費の2/3以内で、10万円が限度額 <p>費用負担</p> <p>国 1/3、県 1/3、村 1/3</p>	<p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障がい者が運転免許を取得することにより、就労等の社会参加が見込まれるときに、免許を取得するのに必要な経費の一部を助成 <p>対象者</p> <p>身体障害者手帳を持つ下肢障害者、聴覚障害者</p> <p>村内に居住地を有する身体障がい者であって、満18才以上の者</p> <p>自動車教習所において、操作訓練を受けて免許を取得する者</p> <p>助成額</p> <ul style="list-style-type: none"> 免許取得に要した経費の2/3以内で、10万円が限度額 <p>費用負担</p> <p>国 1/3、県 1/3、村 1/3</p>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
重度身体障がい者自動車改造費助成事業	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度の身体障がい者が就労に伴い、自ら所有し運転する自動車の操行装置等の一部を改造する経費を助成することにより、身体障がい者の社会参加を促進する。 <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車の操行装置等の一部を改造する必要がある場合の改造費を助成 <p>対象者</p> <p>上肢・下肢又は体幹機能障害で、身体障害者手帳1～2級の者 就労のため自らが所有し、運転する自動車を改造する必要のある者 所得制限を超えない者</p> <p>助成額 10万円が限度額</p> <p>費用負担 国 1/3、県 1/3、市 1/3</p>	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度の身体障がい者が就労に伴い、自ら所有し運転する自動車の操行装置等の一部を改造する経費を助成することにより、身体障がい者の社会参加を促進する。 <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車の操行装置等の一部を改造する必要がある場合の改造費を助成 <p>対象者</p> <p>上肢・下肢又は体幹機能障害で、身体障害者手帳1～2級の者 就労のため自らが所有し、運転する自動車を改造する必要のある者 所得制限を超えない者</p> <p>助成額 10万円が限度額</p> <p>費用負担 国 1/3、県 1/3、村 1/3</p>	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度の身体障がい者が就労に伴い、自ら所有し運転する自動車の操行装置等の一部を改造する経費を助成することにより、身体障がい者の社会参加を促進する。 <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車の操行装置等の一部を改造する必要がある場合の改造費を助成 <p>対象者</p> <p>上肢・下肢又は体幹機能障害で、身体障害者手帳1～2級の者 就労のため自らが所有し、運転する自動車を改造する必要のある者 所得制限を超えない者</p> <p>助成額 10万円が限度額</p> <p>費用負担 国 1/3、県 1/3、村 1/3</p>	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度の身体障がい者が就労に伴い、自ら所有し運転する自動車の操行装置等の一部を改造する経費を助成することにより、身体障がい者の社会参加を促進する。 <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車の操行装置等の一部を改造する必要がある場合の改造費を助成 <p>対象者</p> <p>上肢・下肢又は体幹機能障害で、身体障害者手帳1～2級の者 就労のため自らが所有し、運転する自動車を改造する必要のある者 所得制限を超えない者</p> <p>助成額 10万円が限度額</p> <p>費用負担 国 1/3、県 1/3、村 1/3</p>
身体障がい者住宅改善費助成事業	/			

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
	<p>自己負担 世帯の課税状況により、一部負担 助成額 20万円を限度とする。 費用負担 国 1/2、市 1/2</p>			
知的障がい者（児）支援費事業	<p>内 容 ・知的障がい者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本とし、事業者との対等な関係に基づき、利用者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する制度 利用者負担金 ・本人、扶養義務者の収入状況に応じ 費用徴収 費用負担 国 1/2、市 1/2 利用者数 ・ 居宅支援分 26名 ・ 施設支援分 65名</p>	<p>内 容 ・知的障がい者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本とし、事業者との対等な関係に基づき、利用者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する制度 利用者負担金 ・本人、扶養義務者の収入状況に応じ 費用徴収 費用負担 国 1/2、県 1/4、村 1/4 利用者数 ・ 居宅支援分 2名 ・ 施設支援分 11名</p>	<p>内 容 ・知的障がい者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本とし、事業者との対等な関係に基づき、利用者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する制度 利用者負担金 ・本人、扶養義務者の収入状況に応じ 費用徴収 負担割合 国 1/2、県 1/4、村 1/4 利用者数 ・ 居宅支援分 0名 ・ 施設支援分 12名</p>	<p>内 容 ・知的障がい者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本とし、事業者との対等な関係に基づき、利用者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する制度 利用者負担金 ・本人、扶養義務者の収入状況に応じ 費用徴収 負担割合 国 1/2、県 1/4、村 1/4 利用者数 ・ 居宅支援分 1名 ・ 施設支援分 12名</p>
精神障がい者居宅介護等事業	<p>内 容 ・精神障がい者が居宅において日常生活を営むことができるよう家庭等にホームヘルパーを派遣して、食事、身体の介助その他の便宜を供与する。 利用者負担 ・世帯の生計中心者の所得に応じて決定 1時間あたり0円～950円 費用負担 国 1/2、県 1/4、市 1/4 利用者数 2名</p>	<p>内 容 ・精神障がい者が居宅において日常生活を営むことができるよう家庭等にホームヘルパーを派遣して、食事、身体の介助その他の便宜を供与する。 利用者負担 ・世帯の生計中心者の所得に応じて決定 1時間あたり0円～950円 費用負担 国 1/2、県 1/4、村 1/4 利用者数 0名</p>	<p>内 容 ・精神障がい者が居宅において日常生活を営むことができるよう家庭等にホームヘルパーを派遣して、食事、身体の介助その他の便宜を供与する。 利用者負担 ・世帯の生計中心者の所得に応じて決定 1時間あたり0円～950円 費用負担 国 1/2、県 1/4、村 1/4 利用者数 0名</p>	<p>内 容 ・精神障がい者が居宅において日常生活を営むことができるよう家庭等にホームヘルパーを派遣して、食事、身体の介助その他の便宜を供与する。 利用者負担 ・世帯の生計中心者の所得に応じて決定 1時間あたり0円～950円 費用負担 国 1/2、県 1/4、村 1/4 利用者数 0名</p>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
精神障がい者 地域生活援助 事業	<p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神障がい者の自立生活を助長するため地域において共同生活を望む精神障がい者に対し、精神障がい者グループホームにおいて日常生活における援助等を行う。 <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神障がい者グループホーム利用者 <p>利用者及び世話人の費用負担</p> <ul style="list-style-type: none"> 家賃、飲食物費、光熱水費等 <p>負担割合</p> <p>国 1/2、県 1/4、市 1/4</p> <p>利用者数 1名</p>	/	<p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神障がい者の自立生活を助長するため、地域において共同生活を望む精神障がい者に対し、精神障がい者グループホームにおいて日常生活における援助等を行う。 <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 村内に住所を有する精神障がい者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当する者 <p>日常生活上の援助を受けないで生活することが可能でないか又は適当でない者であること。</p> <p>一定程度の自活能力があり、数人で共同の生活を送ることに支障がない者であること。</p> <p>日常生活を維持するに足りる収入があること。</p> <p>利用者及び世話人の費用負担</p> <ul style="list-style-type: none"> 家賃、飲食物費、光熱水費等 <p>負担割合</p> <p>国 1/2、県 1/4、村 1/4</p> <p>利用者数 0名</p>	<p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神障がい者の自立生活を助長するため、地域において共同生活を望む精神障がい者に対し、精神障害者グループホームにおいて日常生活における援助等を行う。 <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 村内に住所を有する精神障がい者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当する者 <p>日常生活上の援助を受けないで生活することが可能でないか又は適当でない者であること。</p> <p>一定程度の自活能力があり、数人で共同の生活を送ることに支障がない者であること。</p> <p>日常生活を維持するに足りる収入があること。</p> <p>利用者及び世話人の費用負担</p> <ul style="list-style-type: none"> 家賃、飲食物費、光熱水費等 <p>負担割合</p> <p>国 1/2、県 1/4、村 1/4</p> <p>利用者数 2名</p>
特定疾患患者 見舞金支給事 業	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定疾患患者に対して、見舞金を支給することにより、その福祉の増進を図る。 <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定疾患治療研究事業実施要綱に定める疾患により医療を受けている者 腎臓機能障害による慢性透析療法を受けている者 <p>支給額 年額 30,000 円</p> <p>受給者 223 名</p>	/	/	/

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
身体障害者訪問入浴サービス事業	<p>目的 ・在宅で寝たきりの重度身体障がい者の保健衛生及び在宅福祉の増進を図る。</p> <p>対象者 ・市内に住所を有し、介護保険法に基づく保険給付の対象外である在宅で寝たきりの重度の障がい者で医師が入浴を可能と認めた者</p> <p>サービス内容 入浴、洗髪、顔剃りに関すること。血圧、脈拍、体温測定等の健康管理に関すること。 民間救急警備会社へ委託</p> <p>サービス回数 月 2 回 対象者数 2 名</p>	<p>目的 ・在宅で寝たきりの重度身体障がい者の保健衛生及び在宅福祉の増進を図る。</p> <p>対象者 ・村内に住所を有し、介護保険法に基づく保険給付の対象外である在宅で寝たきりの重度の障がい者で医師が入浴を可能と認めた者</p> <p>サービス内容 入浴、洗髪、顔剃りに関すること。血圧、脈拍、体温測定等の健康管理に関すること。 表郷村社会福祉協議会へ委託</p> <p>サービス回数 週 2 回程度 対象者数 2 名</p>		
点字広報・録音広報発行事業	<p>【点字広報発行】</p> <p>内 容 ・「広報しらかわ」1日号 日本盲人会連合点字出版所に点字広報の発行依頼 ・「広報しらかわ」15日号 白河点字友の会に点訳依頼、福島県視力障害者協会へ発行依頼</p> <p>利用者 7名 費用負担 国 1/3、県 1/3、市 1/3 H 15 決算額 1,016,423 円</p> <p>【声の広報の発行】</p> <p>内 容 ・さつき会（ボランティア）へテープに録音の依頼 ・社会福祉協議会から利用者へ発送 ・テープ、点字用紙などの購入</p> <p>利用者 9名</p>			

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
手話通訳奉仕 員派遣事業	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障がい者及び音声・言語機能障がいの日常生活及び社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行うため、手話通訳者を派遣し、聴覚障がい者等への福祉の増進を図る。 <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に居住する聴覚障がい者等 <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関、公的機関などへの派遣 ・手話通訳者（手話サークル草原）を登録（委嘱期間2年間） <p>費用負担</p> <p>国 1/3、 県 1/3、 市 1/3</p> <p>利用件数 31件</p>			

【参考資料】

□支援費制度について

障がい者(児)福祉サービスの利用者である障がいのある人が、事業者との対等な立場に立ち、自らサービス提供者を自由に選択し、契約によってサービスを利用するというものであり、障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、利用者の立場に立った制度を目指し、平成15年4月から開始した。

サービスを受けるには、市町村に支援費支給の申請を行い 支給決定を受ける必要がある。また、サービスを利用した際にはあらかじめ決められた利用者負担額を支払うことになっている。

介護保険のサービス及び精神障がい者のサービスは、支援費制度の対象にはならない。

区 分	根 拠 法 令 等	事 業 名
居宅生活支援	身体障害者福祉法	ホームヘルプサービス、ガイドヘルプサービス（身体障がい者居宅介護等事業）
		デイサービス事業（身体障がい者デイサービス事業）
		ショートステイ（身体障がい者短期入所事業）
	知的障害者福祉法	ホームヘルプサービス、ガイドヘルプサービス（知的障がい者居宅介護等事業）
		デイサービス事業（知的障がい者デイサービス事業）
		ショートステイ（知的障がい者短期入所事業）
		グループホーム（知的障がい者地域生活援助事業）
	児童福祉法(障害児関係のみ)	ホームヘルプサービス、ガイドヘルプサービス（児童居宅介護等事業）
		デイサービス事業（児童デイサービス事業）
		ショートステイ（児童短期入所事業）
施設訓練等支援	身体障害者福祉法	身体障がい者更生施設
		身体障がい者療護施設
		特定身体障がい者授産施設（小規模通所授産施設を除く。）
	知的障害者福祉法	知的障がい者更生施設
		知的障がい者通勤寮
		特定知的障がい者授産施設（小規模通所授産施設を除く。）

先進事例（県内）

伊達7町合併協議会

- 1 身体障害者、知的障害者、身体障害児の支援費制度は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 知的障害者及び精神障害者の共同作業所については、障害者の社会復帰を促進するため、引き続き運営補助金を交付する。
- 3 福祉タクシー料金助成事業は、経済的負担の軽減を図るため、交付対象者等について新市の基準を定め、合併時に統一する。
- 4 重度心身障害者医療費助成事業は、補助の基準にのっとり新市に引き継ぐ。なお、町単独の対象者については合併時に調整する。
- 5 精神障害者支援事業は、保原町の制度を基本として、引き続き新市において実施する。

二本松・東北達地方合併協議会

- 1 身体障害者自動車操作訓練費補助事業については、二本松市、安達町、岩代町の例により新市に引き継ぐ。
- 2 身体障害者自動車改造費補助事業については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 3 人工透析患者通院交通費補助事業については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 4 重度障害者タクシー料金等助成事業については、二本松市の例により新市に引き継ぐ。
- 5 日常生活用具・補装具の給付、貸与、交付及び修理事業については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 6 在宅重度障害者治療材料及び衛生器材給付事業については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 7 特定疾患患者等見舞金給付事業については、二本松市、安達町、岩代町の例により新市に引き継ぐ。
- 8 重度心身障害者医療費給付事業については、二本松市、東和町の例により新市に引き継ぐ。
- 9 障害児小規模通園事業については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 10 重度心身障害児児童扶養手当については、合併時に廃止する。

田村地方5町村合併協議会

- 1 国又は県等が定める制度については、国又は県等の要綱等に準拠しながらサービスの充実に努める。
- 2 在宅重度障害者訪問入浴サービスについては、船引町の例を基本として市内全域で実施する。
- 3 在宅の重度心身障害者に福祉手当を支給することとし、支給額については、3年を目途として段階的に年6,000円とする。
- 4 障害者社会参加促進事業については、船引町の例による。
- 5 新市において障害者計画を速やかに作成し、障害者施策の充実に努める。

南相馬合併協議会

障害者福祉事業については、次の区分により調整する。

- 1 国又は県等が定める制度により実施している事業については、その要綱等に準拠して調整する。
- 2 国又は県等が定める制度で、各市町村が独自にその制度の充実に図っている事業については、現行のとおり新市に引き継ぐことを基本に調整する。
- 3 各市町村が独自に実施している制度又は事業については、次の区分により調整する。
合併時までに見直し、調整するもの 合併後に新市において調整するもの 合併時までに見直し、廃止するもの

喜多方地方5市町村合併協議会

- 1 障害者福祉計画については、新市において新たに策定する。
- 2 民生委員協議会の区域については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 3 重度心身障害者医療費助成事業については、合併時に統一する。
- 4 重度障害者タクシー運賃助成事業については、合併時に統一する。
- 5 社会福祉協議会委託業務については、社会福祉協議会との調整を踏まえ、合併時に統一する。
- 6 障害者温泉利用助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、振興公社等との調整を踏まえ、新市において統一する。
- 7 重度心身障害者介護手当支給事業については、支援費制度の活用により、合併時に廃止する。

先進事例（県外）

篠山市（兵庫県）

各種福祉制度の取扱い

- ・国又は県等が定める福祉制度については、その福祉制度の要綱等に準拠して実施する。
- ・国又は県等が定める福祉制度について、町がその福祉制度の充実を図ることを目的に定めている福祉制度又は事業については、次のとおり実施する。
在宅老人介護手当及び重度心身障害者（児）介護手当については、西紀町の例による。
心身障害者扶養共済制度補助制度については、丹南町の例による。
- ・町独自の福祉制度については、その福祉制度の趣旨や目的が効果的に機能する町の例による。

新潟市（新潟県）

- ・合併時、黒埼町の以下の制度適用者については、現行のとおりとする。
人工肛門・膀胱装着者ストマ用具代補助、心身障害者扶養共済制度掛金の補助、紙おむつ支給事業、寝たきり老人寝具無料乾燥事業、ねたきり老人等介護手当支給事業（重度障害者）
- ・合併時、黒埼町の以下の制度適用者については、当分の間、現行のとおりとする。
ホームヘルパーの派遣、在宅身体障害者デイサービス事業、福祉電話等の貸与、デイサービス事業・通所入浴事業

さいたま市（埼玉県）

障害者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとする。障害者の社会参加にかかる事業等は統合又は再編し充実に努めるものとする。

大船渡市（岩手県）

合併年度は、現行のとおりとし、両市町の従来の経緯等を考慮しながら、翌年度から調整検討する。

さぬき市（香川県）

各福祉制度における児童福祉・障害者福祉・医療等の施策については、国又は県等の要綱等に準拠しながらサービスの充実に努める。

南アルプス市（山梨県）

社会福祉の取扱いについては、次のとおりとする。

- ・国及び県が定める制度については、現行の実施方法を調整し、新市として実施する。
- ・各町村が独自に実施している事業については、サービス低下とならないよう、新市全体に拡大し、実施する。

静岡市（静岡県）

市民サービスの向上を図ることを原則に、従来の実績を尊重しつつ、新市全体の均衡を保つよう調整に努めるものとする。

大崎上島町（広島県）

- ・重度身体障害者介護手当支給事業については、合併時に廃止する。
 - ・身体障害者福祉計画については、新町において見直す。
 - ・障害者住宅資金貸付については、合併時に高齢者住宅整備資金貸付と統合する。
- その他の調整内容については、現行のとおり新町に引継ぐ。

東かがわ市（香川県）

- ・国又は県が定める制度については、現行の実施方法を基準に新市において調整し、実施する。
- ・身体障害者手帳診断書料助成事業については、白鳥町の例により調整し、実施する。
- ・1町又は2町で実施されているその他の事業については、新市において調整し、実施する。

神流町（群馬県）

- ・その他の福祉サービスについては、住民サービスの低下をまねかないよう、また、制度の意義を再確認しながら調整し、継続する。
- ・平成12年3月に万場町では「福祉の町」を宣言しているため、その精神を受け継ぐ。

あさぎり町（熊本県）

- ・身体障害者等福祉年金の支給については、免田町の例による。
- ・心身障害児・者に対する各事業については、新町に引き継ぎ、実施要項等は新町において調整する。

いなべ市（三重県）

- ・障害者福祉事業について、国、県等の制度に基づいて実施している事業は引続き推進し、充実に努める。

飛騨市（岐阜県）

- ・在宅知的障害者交通費助成事業については、古川町の事例により新市に引き継ぐ。
- ・重度心身障害者老人特別助成金支給事業については、神岡町の事例により新市に引き継ぐ。
- ・身体障害者住宅改造費補助金については、古川町の事例により新市に引き継ぐ。限度額は75万円とする。
- ・重度心身障害児福祉手当については、古川町の事例により調整する。
- ・負担金、助成金については、新市移行までに調整する。

関係法令等(抜粋)

障害者基本法

(目的)

第1条 この法律は、障害者のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国及び地方公共団体は、障害者の福祉を増進し、及び障害を予防する責務を有する。

(障害者基本計画等)

第7条の2 政府は、障害者の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「障害者基本計画」という。)を策定しなければならない。

(第2項省略)

3 市町村は、障害者基本計画(都道府県障害者計画が策定されているときは、障害者基本計画及び都道府県障害者計画)を基本とするとともに、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

(第4項～8項 省略)

知的障害者福祉法

(目的)

第1条 この法律は、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障害者を援助するとともに必要な保護を行い、もって知的障害者の福祉を図ることを目的とする。

(国、地方公共団体及び国民の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念が実現されるように配慮して、知的障害者の福祉について国民の理解を深めるとともに、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護(以下「更生援護」という。)の実施に努めなければならない。

2 国民は、知的障害者の福祉について理解を深めるとともに、社会連帯の理念に基づき、知的障害者が社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。

身体障害者福祉法

(目的)

第1条 この法律は、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もって身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(自立への努力及び機会の確保)

第2条 すべて身体障害者は、自ら進んでその障害を克服し、その有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加することができるように努めなければならない。

2 すべて身体障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。

(国、地方公共団体及び国民の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念が実現されるように配慮して、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護(以下「更生援護」という。)を総合的に実施するように努めなければならない。

2 国民は、社会連帯の理念に基づき、身体障害者がその障害を克服し、社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、精神障害者の医療及び保護を行い、その社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによつて、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、医療施設、社会復帰施設その他の福祉施設及び教育施設並びに居宅生活支援事業を充実する等精神障害者の医療及び保護並びに保健及び福祉に関する施策を総合的に実施することによつて精神障害者が社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加をすることができるように努力するとともに、精神保健に関する調査研究の推進及び知識の普及を図る等精神障害者の発生の予防その他国民の精神保健の向上のための施策を講じなければならない。

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	24-(3)-ウ	各種事務事業の取扱い(保健福祉に関する事務事業/高齢者福祉関係)
調整方針	<p>1 老人クラブ連合会については、新市において4市村の各連合会の意向を尊重し、統一に向け支援する。</p> <p>2 敬老会については、新市において75歳以上を対象とするように、合併後5年を目途に段階的に調整する。なお、敬老会の開催区域は、当分の間は現行のとおりとし、記念品等については、合併時に統一する。</p> <p>3 敬老祝金については、75歳以上2,000円、100歳賀寿の祝金は10万円を支給することとし、その他の長寿者褒賞については、新市において調整する。</p> <p>4 老人等日常生活用具給付事業については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。</p> <p>5 生きがいデイサービス事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、利用者負担及び回数については、新市において調整する。</p> <p>6 寝たきり老人寝具乾燥事業については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一するものとし、利用者負担は、費用の10%とする。</p> <p>7 巡回理美容券交付事業については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。</p> <p>8 要介護高齢者介護激励金給付事業については、合併年度の翌年度から支給対象者を要介護3、4、5の高齢者を3ヶ月以上継続して介護している家族を対象として実施し、支給額は年額54,000円とする。</p> <p>9 配食サービス事業については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。</p> <p>10 紙おむつ支給事業については、新市において県補助事業の家族介護支援事業(介護用品の支給)により実施する。</p> <p>11 高齢者にやさしい住まいづくり事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>12 緊急通報システム事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、対象者並びに自己負担額については白河市の例により統一する。</p> <p>13 はり・きゅうマッサージ施術費助成事業については、白河市の例により実施する。</p> <p>14 軽度生活援助員派遣事業については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。</p>	

区分	4市村の現況			
	白河市	表郷村	大信村	東村
老人クラブ関係	白河市白寿会連合会(H16) ・単位クラブ数 44団体 ・会員数 2,452名	表郷村老人クラブ連合会(H16) ・単位クラブ数 8団体 ・会員数 630名	大信村老人クラブ連合会(H16) ・単位クラブ数 10団体 ・会員数 493名	東村老人クラブ連合会(H16) ・単位クラブ数 12団体 ・会員数 684名
敬老事業	【敬老会】 対象者 77歳以上の者(バス送迎) 招待者 900名(H15実績) 開催時期 10月第1週又は第2週 会場 白河市市民会館 贈呈品 記念品	【敬老会】 対象者 70歳以上の者(バス送迎) 招待者 400名(H15実績) 開催時期 9月中旬 会場 表郷村農村勤労福祉センター 贈呈品 記念品	【敬老会】 対象者 70歳以上の者(バス送迎) 招待者 430名(H15実績) 開催時期 9月第2週 会場 大信村農村環境改善センター 贈呈品 記念品	【敬老会】 対象者 75歳以上の者(バス送迎) 招待者 235名(H15実績) 開催時期 敬老の日の前週 会場 東村文化センター 贈呈品 記念品

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
	<p>【敬老祝金】(H16) 支給対象 77歳 10,000円 88歳 20,000円 99歳 30,000円</p> <p>【長寿者褒賞】 100歳賀寿 記念品(1万円程度)</p> <p>その他の長寿褒賞 95歳 肖像画の贈呈</p>	<p>【敬老祝金】(H16) 支給対象 80歳以上 3,000円</p> <p>【長寿者褒賞】 100歳賀寿 現金 200,000円</p> <p>その他の長寿褒賞 88歳 座布団の贈呈</p>	<p>【敬老祝金】(H16) 支給対象 70歳~79歳 3,000円 80歳~89歳 5,000円 90歳以上 7,000円</p> <p>【長寿者褒賞】 100歳賀寿 現金 300,000円</p> <p>その他の長寿褒賞 結婚60年夫婦 記念品の贈呈</p>	<p>【敬老祝金】(H16) 支給対象 75歳以上 2,000円</p> <p>【長寿者褒賞】 100歳賀寿 村長が定める額</p> <p>その他の長寿褒賞 88歳 座布団の贈呈</p>
老人等日常生活用具給付事業	<p>目 的 ・ひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資する。</p> <p>対 象 ・65歳以上でひとり暮らしの高齢者</p> <p>給付用具の種類 自動消火器 火災報知器 電磁調理器 (全3品目)</p> <p>自己負担 ・生活保護法による被保護世帯又は前年度所得税非課税世帯以外の世帯では、その所得税額に応じて負担</p> <p>受給者(H15実績) 5名</p>	<p>目 的 ・ひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資する。</p> <p>対 象 ・65歳以上でひとり暮らしの高齢者</p> <p>給付用具の種類 自動消火器、火災報知器、電磁調理器、特殊寝台、マットレス、エアーマット、体位変換器、腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、歩行支援用具、緊急通報装置、徘徊感知機器、車いす、移動用リフト、老人用電話(給付・レンタル等 全16品目)</p> <p>自己負担 ・生活保護法による被保護世帯又は前年度所得税非課税世帯以外の世帯では、その所得税額に応じて負担</p> <p>受給者(H15実績) 0名</p>	<p>目 的 ・ひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資する。</p> <p>対 象 ・65歳以上でひとり暮らしの高齢者</p> <p>給付用具の種類 自動消火器、火災報知器、電磁調理器、特殊寝台、マットレス、エアーマット、体位変換器、腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、歩行支援用具、緊急通報装置、徘徊感知機器、車いす、移動用リフト、老人用電話(給付・レンタル等 全16品目)</p> <p>自己負担 ・生活保護法による被保護世帯又は前年度所得税非課税世帯以外の世帯では、その所得税額に応じて負担</p> <p>受給者(H15実績) 0名</p>	<p>目 的 ・ひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資する。</p> <p>対 象 ・65歳以上でひとり暮らしの高齢者</p> <p>給付用具の種類 自動消火器、火災報知器、電磁調理器、特殊寝台、マットレス、エアーマット、体位変換器、腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、歩行支援用具、緊急通報装置、徘徊感知機器、車いす、移動用リフト、老人用電話(給付・レンタル等 全16品目)</p> <p>自己負担 ・生活保護法による被保護世帯又は前年度所得税非課税世帯以外の世帯では、その所得税額に応じて負担</p> <p>受給者(H15実績) 0名</p>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
生きがいデイサービス事業	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・比較的元気で介護保険の対象とならない在宅高齢者で家に閉じこもりがちな者に対し、生きがい対策、保健予防対策として通所により各種サービスを提供することにより自立生活の助長を図る。 <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65才以上の介護保険対象者外の高齢者でひとり暮らしで閉じこもり予防が必要と判断された者 <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康チェック ・趣味創作活動の提供 ・送迎サービス <p>利用料 600円 / 1回</p> <p>利用回数 1回 / 月</p> <p>実施施設 小峰苑</p> <p>国県補助 3 / 4</p> <p>利用者(H 15) 延 440名</p>	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・比較的元気で介護保険の対象とならない在宅高齢者で家に閉じこもりがちな者に対し、生きがい対策、保健予防対策として通所により各種サービスを提供することにより自立生活の助長を図る。 <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65才以上の介護保険対象者外の高齢者でひとり暮らしで閉じこもり予防が必要と判断された者 <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康チェック ・趣味創作活動の提供 ・送迎サービス <p>利用料 525円 / 1回</p> <p>利用回数 1回 / 週</p> <p>実施施設 総合社会福祉センター</p> <p>国県補助 3 / 4</p> <p>利用者(H 15) 延 577名</p>	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・比較的元気で介護保険の対象とならない在宅高齢者で家に閉じこもりがちな者に対し、生きがい対策、保健予防対策として通所により各種サービスを提供することにより自立生活の助長を図る。 <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65才以上の介護保険対象者外の高齢者でひとり暮らしで閉じこもり予防が必要と判断された者 <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康チェック ・趣味創作活動の提供 ・送迎サービス <p>利用料 1,000円 / 1回</p> <p>利用回数 1回 / 週</p> <p>実施施設 地域福祉センター</p> <p>国県補助 3 / 4</p> <p>利用者(H 15) 延 1,021名</p>	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・比較的元気で介護保険の対象とならない在宅高齢者で家に閉じこもりがちな者に対し、生きがい対策、保健予防対策として通所により各種サービスを提供することにより自立生活の助長を図る。 <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65才以上の介護保険対象者外の高齢者でひとり暮らしで閉じこもり予防が必要と判断された者 <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康チェック ・趣味創作活動の提供 ・送迎サービス <p>利用料 630円 / 1回</p> <p>利用回数 1回 / 週</p> <p>実施施設 保健福祉センター</p> <p>国県補助 3 / 4</p> <p>利用者(H 15) 延 143名</p>
寝たきり老人寝具乾燥事業	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寝具類の丸洗い乾燥を実施する事により、在宅生活の快適化と介護の軽減を図る。 <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に居住するおおむね 65歳以上の在宅の寝たきり高齢者又はひとり暮らし高齢者等で、家庭においても寝具乾燥を行うことが困難な者 <p>回 数 1回 / 月</p> <p>自己負担 なし</p> <p>利用者(H 15) 60名</p>		<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寝具類の丸洗い乾燥を実施する事により、在宅生活の快適化と介護の軽減を図る。 <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村内に居住するおおむね 65歳以上の在宅の寝たきり高齢者又はひとり暮らし高齢者等で、家庭においても寝具乾燥を行うことが困難な者 <p>回 数 2回 / 年</p> <p>自己負担 なし</p> <p>利用者(H 15) 55名</p>	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寝具類の丸洗い乾燥を実施する事により、在宅生活の快適化と介護の軽減を図る。 <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村内に居住するおおむね 65歳以上の在宅の寝たきり高齢者又はひとり暮らし高齢者等で、家庭においても寝具乾燥を行うことが困難な者 <p>回 数 2回 / 年</p> <p>自己負担 10%</p> <p>利用者(H 15) 13名</p>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
巡回理美容券 交付事業	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅の寝たきり高齢者の在宅生活の快適化と衛生保持を図る。 <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上で、要介護4及び5に該当する者その他市長が認めた者 <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者に対し、年間5枚の巡回理美容券を発行。1枚3,500円の助成券(カット代2,000円、出張代1,500円) ・利用者は美容師等に直接連絡し、美容師等は利用者宅を訪問、カットを行い、理美容券を受け取る。 <p>業務委託先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度の初めに理容組合、美容組合、NPO法人白河訪問美容サービスセンターと契約 <p>支払い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業者からの請求 理容組合は、年度末に一括して請求 美容組合は、個人店がそれぞれ月ごとに請求。NPOは、2ヶ月程度まとめて請求 <p>利用件数(H15) 90件</p>	/	/	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅の寝たきり高齢者等へ理髪店が出張する際の出張費を給付 <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上高齢者で独居もしくは高齢者のみの世帯又は寝たきりの高齢者のいる世帯や高齢者を理髪店に送迎が困難な家庭 <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人の利用者に対し、年間6回を限度とし出張費を給付 ・出張費は1回当たり1,500円 ・利用者は美容師等に直接連絡し、美容師等は利用者宅を訪問・カットを行い、理髪に係る額は利用者が負担し、出張費を理髪店は報告書兼請求書をもって村に請求 <p>業務委託先 村内理容組合 支払い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理容店からの請求 理容組合員(理容店)は、毎回事業終了時村に対し報告・請求 <p>利用件数(H15) 10件</p>
要介護高齢者 介護激励金給 付事業	<p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護3、4、5の高齢者を3ヶ月以上継続して介護している者 <p>支給額 50,000円/年 受給者(H15) 177名</p>	<p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり老人等を6ヶ月以上継続して介護している者 <p>支給額 36,000円/年 受給者(H15) 33名</p>	/	/
配食サービス 事業	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅のひとり暮らし高齢者等の家庭に対して定期的な食事を配達し、高齢者等の健康維持や安否確認を行うことにより、高齢者等の自立した生活の継続を可能にする。 	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅のひとり暮らし高齢者等の家庭に対して定期的な食事を配達し、高齢者等の健康維持や安否確認を行うことにより、高齢者等の自立した生活の継続を可能にする。 	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅のひとり暮らし高齢者等の家庭に対して定期的な食事を配達し、高齢者等の健康維持や安否確認を行うことにより、高齢者等の自立した生活の継続を可能にする。 	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅のひとり暮らし高齢者等の家庭に対して定期的な食事を配達し、高齢者等の健康維持や安否確認を行うことにより、高齢者等の自立した生活の継続を可能にする。

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
	<p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に居住するおおむね 65 歳以上のひとり暮らし世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに身体障害者であって、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により食事の調理が困難な者その他市長が認めた者 <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週 2 回配達、安否確認 <p>単 価 600 円 / 食</p> <p>利用者負担 200 円 / 食</p> <p>委託料 400 円 / 食</p> <p>委託先 白河市社会福祉協議会 (協力店あり)</p> <p>利用者(H 15) 170 名・6,434 食</p>	<p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村内に居住するおおむね 65 歳以上のひとり暮らし世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに身体障害者であって、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により食事の調理が困難な者その他村長が認めた者 <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週 2 回配達、安否確認 <p>単 価 650 円 / 食</p> <p>利用者負担 200 円 / 食(2 回目まで) 350 円 / 食(3 回目以上)</p> <p>委託料 450 円 / 食(2 回目まで) 300 円 / 食(3 回目以上)</p> <p>委託先 表郷村社会福祉協議会</p> <p>利用者(H 15) 18 名・1,704 食</p>	<p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村内に居住するおおむね 65 歳以上のひとり暮らし世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに身体障害者であって、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により食事の調理が困難な者その他村長が認めた者 <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10 ~ 3 月の期間年 3 回実施 <p>単 価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材料費を村が負担し予算の範囲内で実施 <p>利用者負担 200 円 / 食</p> <p>実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食生活改善推進員、保健協力員、日赤奉仕団等がボランティアで協力 <p>利用者(H 15) 53 名・149 食</p>	<p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村内に居住するおおむね 65 歳以上のひとり暮らし世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに身体障害者であって、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により食事の調理が困難な者その他村長が認めた者 <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週 3 回配達、安否確認 <p>単 価 420 円 / 食</p> <p>利用者負担 150 円 / 食</p> <p>委託先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調理：民間業者 ・配達：シルバー人材センター <p>利用者(H 15) 26 名・1,796 食</p>
紙おむつ支給事業		<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅寝たきり老人痴呆性老人に対し、紙おむつサービスを行うことで、療養生活の快適化と介護する家族の身体的・精神的負担の軽減と老人福祉の向上を図る。 <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月 3,000 円の紙おむつサービス券を交付 <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概ね 65 歳以上の在宅寝たきり、痴呆性老人 <p>利用者(H 15) 61 名</p>	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅寝たきり老人痴呆性老人に対し、紙おむつサービスを行うことで、療養生活の快適化と介護する家族の身体的・精神的負担の軽減と老人福祉の向上を図る。 <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月 5,000 円の紙おむつサービス券を交付 <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅の寝たきり高齢者で自立排泄が困難な者 <p>利用者(H 15) 38 名</p>	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅寝たきり老人痴呆性老人に対し、紙おむつサービスを行うことで、療養生活の快適化と介護する家族の身体的・精神的負担の軽減と老人福祉の向上を図る。 <p>内 容(県補助事業の対象外の者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月 3,000 円の紙おむつサービス券を交付(要介護 2-5 の認定者で非課税世帯) ・月 2,000 円の紙おむつサービス券を交付(要介護 2-5 の認定者で課税世帯) <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65 歳以上の在宅寝たきり、痴呆性老人 <p>利用者(H 15) 28 名</p>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
高齢者にやさしい住まいづくり事業	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険の要支援・要介護に該当していない60歳以上の高齢者を対象に、自宅における転倒事故等を未然に防止するために簡単な住宅改修に必要な資金を助成することにより自立した在宅での生活の継続を図る。 <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・60歳以上の高齢者で世帯の生計中心者が児童手当法による児童手当の所得制限限度額以下の世帯 <p>助成金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修にかかった費用の90/100で、180,000円を限度額とする。(1世帯、1回限り) <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修の種類 手すりのとりつけ 段差の解消 滑り防止及び移動の円滑化のための床材の変更 引き戸等の扉の取替え 洋式便器等への取替え その他 ~ の住宅改修に付帯して必要となる工事 <p>経費負担</p> <p>県 1 / 2、市 1 / 2</p> <p>利用件数(H 15) 23 件</p>	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険の要支援・要介護に該当していない60歳以上の高齢者を対象に、自宅における転倒事故等を未然に防止するために簡単な住宅改修に必要な資金を助成することにより自立した在宅での生活の継続を図る。 <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・60歳以上の高齢者で世帯の生計中心者が児童手当法による児童手当の所得制限限度額以下の世帯 <p>助成金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修にかかった費用の90/100で、180,000円を限度額とする。(1世帯、1回限り) <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修の種類 手すりのとりつけ 段差の解消 滑り防止及び移動の円滑化のための床材の変更 引き戸等の扉の取替え 洋式便器等への取替え その他 ~ の住宅改修に付帯して必要となる工事 <p>経費負担</p> <p>県 1 / 2、村 1 / 2</p> <p>利用者件数(H 15) 1 件</p>	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険の要支援・要介護に該当していない60歳以上の高齢者を対象に、自宅における転倒事故等を未然に防止するために簡単な住宅改修に必要な資金を助成することにより自立した在宅での生活の継続を図る。 <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・60歳以上の高齢者で世帯の生計中心者が児童手当法による児童手当の所得制限限度額以下の世帯 <p>助成金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修にかかった費用の90/100で、180,000円を限度額とする。(1世帯、1回限り) <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修の種類 手すりのとりつけ 段差の解消 滑り防止及び移動の円滑化のための床材の変更 引き戸等の扉の取替え 洋式便器等への取替え その他 ~ の住宅改修に付帯して必要となる工事 <p>経費負担</p> <p>県 1 / 2、村 1 / 2</p> <p>利用件数(H 15) 1 件</p>	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険の要支援・要介護に該当していない60歳以上の高齢者を対象に、自宅における転倒事故等を未然に防止するために簡単な住宅改修に必要な資金を助成することにより自立した在宅での生活の継続を図る。 <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・60歳以上の高齢者で世帯の生計中心者が児童手当法による児童手当の所得制限限度額以下の世帯 <p>助成金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修にかかった費用の90/100で、180,000円を限度額とする。(1世帯、1回限り) <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修の種類 手すりのとりつけ 段差の解消 滑り防止及び移動の円滑化のための床材の変更 引き戸等の扉の取替え 洋式便器等への取替え その他 ~ の住宅改修に付帯して必要となる工事 <p>経費負担</p> <p>県 1 / 2、村 1 / 2</p> <p>利用件数(H 15) 7 件</p>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
緊急通報システム事業	<p>内 容 ・ひとり暮らし高齢者及び身体障害者等に対し、携帯用無線送信・受信機及び専用通話機を貸与することにより、急病や事故等の救急時に迅速かつ適切な対応を図る。</p> <p>対象者 65歳以上のひとり暮らし高齢者 65歳以上の寝たきり又は痴呆性の高齢者を抱える高齢者世帯 所得税非課税世帯のひとり暮らし重度身体障害者等 その他疾病、身体的障がい、精神的障がい等によりシステムを必要とする者</p> <p>自己負担 生活保護法による被保護世帯又は前年度所得税非課税世帯以外の世帯では、その所得税額に応じて負担</p> <p>利用者(H 15) 160名</p>	<p>目 的 ・ひとり暮らし高齢者及び身体障害者等に対し、携帯用無線送信・受信機及び専用通話機を貸与することにより、急病や事故等の救急時に迅速かつ適切な対応を図る。</p> <p>対象者 65歳以上のひとり暮らし高齢者 65歳以上の寝たきり又は痴呆性の高齢者を抱える高齢者世帯 その他疾病、身体的障がい、精神的障がい等によりシステムを必要とする者</p> <p>自己負担 生活保護法による被保護世帯又は前年度所得税非課税世帯以外の世帯では、その所得税額に応じて負担</p> <p>利用者(H 15) 31名</p>	<p>目 的 ・ひとり暮らし高齢者及び身体障害者等に対し、携帯用無線送信・受信機及び専用通話機を貸与することにより、急病や事故等の救急時に迅速かつ適切な対応を図る。</p> <p>対象者 65歳以上のひとり暮らし高齢者 65歳以上の寝たきり又は痴呆性の高齢者を抱える高齢者世帯 その他疾病、身体的障がい、精神的障がい等によりシステムを必要とする者</p> <p>自己負担 なし(全額村負担)</p> <p>利用者(H 15) 27名</p>	<p>目 的 ・ひとり暮らし高齢者及び身体障害者等に対し、携帯用無線送信・受信機及び専用通話機を貸与することにより、急病や事故等の救急時に迅速かつ適切な対応を図る。</p> <p>対象者 80歳以上のひとり暮らし及び高齢者のみの世帯で前年度非課税の世帯 65歳以上のひとり暮らし及び高齢者のみの世帯で身体不自由や病弱等によりこの事業を必要とするもので村長が必要と認め前年分の住民税が非課税である者</p> <p>自己負担 新設時に工事費の1割を徴収</p> <p>利用者(H 15) 25名</p>
はり・きゅうマッサージ施術費助成	<p>内 容 ・高齢者が、はり・きゅう・マッサージ等の施術を受ける場合においてその施術に要する費用の一部を助成する。</p> <p>対象者 70歳以上の者 65歳以上の者であり、かつ、身体障害者手帳の交付を受けた者でその障がい程度等級が1級又は2級の者</p> <p>内 容 ・1,000円の助成券を年間6枚交付</p> <p>助成対象事業者 ・あん摩マッサージ指圧師免許又はきゅう師免許のある者</p> <p>受給者(H 15) 603名</p>			

区 分	4 市 村 現 況																				
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村																	
軽度生活援助員派遣事業	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅のひとり暮らし高齢者等の家庭に対して生活援助員を派遣し、軽易な日常生活の援助を行うことにより、高齢者等の自立した生活を継続することを可能にするとともに、要介護状態への進行を防止する。 <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に居住し、要介護認定を受けておらず、軽易な日常生活上の援助を必要とする 65 歳以上で在宅のひとり暮らしの者その他市長が必要と認める者 <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週 2 回各 2 時間程度を上限と定め、生活援助員を派遣し、買い物や清掃など、軽易な日常生活上の援助 <p>利用限度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週 2 回各 2 時間の利用を上限 <p>自己負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・200 円 / 時間 介護保険制度の家事援助の単価 (2,080 円 × 10 %) 200 円 生計中心者が非課税世帯 (2,080 円 × 10 % × 60 %) 120 円 <p>利用者(H 15) 21 名</p>	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅のひとり暮らし高齢者等の家庭に対して生活援助員を派遣し、軽易な日常生活の援助を行うことにより、高齢者等の自立した生活を継続することを可能にするとともに、要介護状態への進行を防止する。 <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村内に居住し、要介護認定を受けておらず、軽易な日常生活上の援助を必要とする 65 歳以上で在宅のひとり暮らしの者その他村長が必要と認める者 <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週 2 回各 2 時間程度を上限と定め、生活援助員を派遣し、買い物や清掃など、軽易な日常生活上の援助 <p>利用限度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週 2 回各 2 時間の利用を上限 <p>自己負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ホームヘルプサービス費用負担基準による (1 時間当たり) 0 円 ・生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び生計中心者の前年所得税非課税世帯 950 円 <p>利用者(H 15) 1 名</p>	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅のひとり暮らし高齢者等の家庭に対して生活援助員を派遣し、軽易な日常生活の援助を行うことにより、高齢者等の自立した生活を継続することを可能にするとともに、要介護状態への進行を防止する。 <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村内に居住し、要介護認定を受けておらず、軽易な日常生活上の援助を必要とする 65 歳以上で在宅のひとり暮らしの者その他村長が必要と認める者 <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週 2 回各 2 時間程度を上限と定め、生活援助員を派遣し、買い物や清掃など、軽易な日常生活上の援助 <p>利用限度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週 2 回各 2 時間の利用を上限 <p>自己負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者世帯利用者負担額 <table border="1"> <tr> <td>生保以外の世帯</td> <td></td> </tr> <tr> <td>身体介護型</td> <td>150 円</td> </tr> <tr> <td>折衷型</td> <td>100 円</td> </tr> <tr> <td>家事援助型</td> <td>50 円</td> </tr> </table> <p>利用者(H 15) 8 名</p>	生保以外の世帯		身体介護型	150 円	折衷型	100 円	家事援助型	50 円	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅のひとり暮らし高齢者等の家庭に対して生活援助員を派遣し、軽易な日常生活の援助を行うことにより、高齢者等の自立した生活を継続することを可能にするとともに、要介護状態への進行を防止する。 <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村内に居住し、要介護認定を受けておらず、軽易な日常生活上の援助を必要とする 65 歳以上で在宅のひとり暮らしの者その他村長が必要と認める者 <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週 2 回各 2 時間程度を上限と定め、生活援助員を派遣し、買い物や清掃など、軽易な日常生活上の援助 <p>利用限度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週 2 回各 2 時間の利用を上限 <p>自己負担</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者世帯利用者負担額 <table border="1"> <tr> <td>家事援助中心</td> <td>30 分 ~ 1 時間未満</td> <td>2,080 円の 1 割</td> </tr> <tr> <td>身体介護中心</td> <td>30 分未満</td> <td>2,310 円の 1 割</td> </tr> <tr> <td>身体介護中心</td> <td>30 分 ~ 1 時間未満</td> <td>4,020 円の 1 割</td> </tr> </table> <p>利用者(H 15) 1 名</p>	家事援助中心	30 分 ~ 1 時間未満	2,080 円の 1 割	身体介護中心	30 分未満	2,310 円の 1 割	身体介護中心	30 分 ~ 1 時間未満	4,020 円の 1 割
生保以外の世帯																					
身体介護型	150 円																				
折衷型	100 円																				
家事援助型	50 円																				
家事援助中心	30 分 ~ 1 時間未満	2,080 円の 1 割																			
身体介護中心	30 分未満	2,310 円の 1 割																			
身体介護中心	30 分 ~ 1 時間未満	4,020 円の 1 割																			

【参 考 資 料】

〔家族介護支援事業（介護用品の支給）の概要・県補助事業〕

- 1 支給対象者
要介護4又は5に相当する在宅の高齢者であって市町村民税非課税世帯に属するものを現に介護している家族
- 2 実施方法
支給対象者に対して、介護用品（紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプーなど）を支給する。
- 3 事業実施上の留意点
具体的な支給方法は市町村の判断によるものであり、地域の実情に応じて紙おむつ等の引き換えのためのクーポン券で支給することも可とする。
ただし、現金（いわゆる償還払い方式を含む）でおむつ代等を支給することは不可とする。

先 進 事 例 （ 県 内 ）

伊達7町合併協議会

- 1 在宅介護支援センターは、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2年を目途に再編する。
- 2 介護見舞金等支給事業は、補助対象事業については存続し、町単独事業は合併時に廃止する。
- 3 ひとり暮らし高齢者福祉手当等支給事業は、新市において調整する。
- 4 敬老会は、実施主体の違いがあるので、合併後2年を目途に再編する。
- 5 敬老祝金は、百歳時を20万円とし、80歳時5千円、88歳時1万円、99歳以降毎年2万円を支給する。ただし、88歳未満で現に支給している者については、経過期間を設けて各町の均衡を図るものとする。
- 6 老人クラブ活動補助は、合併時に再編し、県補助金と新市の単独補助を合算して単位老人クラブへ補助金を交付する。
- 7 老人クラブ連合会補助は、合併年度にそれぞれの町の老人クラブ連合会の統合を目指し連合会事務局の統一を行い、単独事業の調整を図り補助金を交付する。

二本松・東北達地方合併協議会

高齢者が生涯を通じて健康で心豊かに生活できるよう、多様化するニーズを的確に把握し、現行サービスを基に所要の福祉施策体系を構築し、提供するものとするが、少子高齢社会のいっそうの進行、世代間負担の適正化、地方財政の健全化等を考慮に入れ、必要に応じて事業の再検討、利用者負担の見直し等を行う。

- 1 敬老会については、合併後も存続して実施する。対象年齢については合併後段階的に引き上げ、将来的には75歳とする。記念品及び運営費補助については合併後に再編する。
- 2 敬老祝金については、合併後、毎年9月15日を基準日として、88歳及び99歳の節目年齢の高齢者を対象に、金額を統一して贈呈する。
百歳賀寿については、誕生日に合わせて統一した祝金を贈呈する。
- 3 老人クラブに対する補助金は、合併後、県の補助基準を適用して補助する。
- 5 高齢者日常生活用具給付事業については、二本松市の例により新市に引き継ぐ。
- 6 配食サービス事業については、二本松市の例により新市に引き継ぐ。
寝具洗濯乾燥サービス事業については、合併時に事業内容を再編して新市に引き継ぐ。
訪問理美容サービス事業については、合併時に事業内容を再編して新市に引き継ぐ。
会食サービス事業については、二本松市の例により新市に引き継ぐ。
- 7 介護用品支給事業については、合併時に事業内容を再編して新市に引き継ぐ。
- 8 寝たきり在宅者介護激励金支給事業については、合併時に事業内容を再編して新市に引き継ぐ。

先進事例（県内）

田村5町村合併協議会

- 1 国又は県等が定める制度については、国又は県等の要綱等に準拠しながらサービスの充実に努める。
- 2 緊急通報システムについては、滝根町、大越町、都路村及び常葉町の例による。
- 3 配食サービスについては、常葉町及び船引町の例によりサービス提供回数の確保に努める。
- 4 ふれあいサロン運営事業及び高齢者家族介護者の会支援事業については、船引町の例による。
- 5 介護用品の支給に関しては、船引町の例による。
- 6 家族介護慰労金については、平成17年度より、支給対象者は船引町の例によることとし、支給額はいずれの要介護度とも月5,000円となるよう5年を目途として段階的に調整する。
- 7 高齢者福祉施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 8 敬老会は、新市において75歳以上を対象とするように段階的に調整する。敬老祝金は、旧町村ごとに段階的に常葉町の例により調整する。
- 9 長寿者褒賞は、合併時に常葉町の例による。
- 10 合併時に老人保健福祉計画を策定し、高齢者保健福祉施策の充実に努める。・家族介護慰労金については、平成17年度より、支給対象者は船引町の例によることとし、支給額はいずれの要介護度とも月5,000円となるよう5年を目途として段階的に調整する。

南相馬合併協議会

- 1 国・県が定める制度については、現行の実施方法を調整し、新市として実施する。
- 2 その他4市町村が独自で実施している事業については、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、原則としてサービスの低下とにならないよう考慮し、新市として実施する。
- 3 老人保健福祉計画については、合併の翌年度から新市計画として、介護保険事業計画と併せて一本化する。
- 4 敬老事業については、各市町村の経緯を尊重し現行のとおり新市に引き継ぐが、3年を目途に対象者及び事業費を統一するよう調整する。
- 5 長寿祝金等については、喜寿(77歳)を10,000円、米寿(88歳)を30,000円、白寿(99歳)を記念品(10,000円程度)、長寿(100歳)を200,000円とし、合併の翌年度から実施する。

喜多方地方5市町村合併協議会

- 1 高齢者保健福祉計画については、新市において新たに策定する。
- 2 敬老会の開催区域については、現行のとおり新市に引き継ぎ、招待者年齢及び記念品については、合併時に統一する。
- 3 敬老祝金及び百歳賀祝金については、合併時に統一する。
- 4 ひとり暮らし老人愛の一声訪問事業及び外出支援サービス事業については、他の制度の活用により、合併時に廃止する。
- 5 高齢者福祉タクシー利用助成事業については、合併時に統一する。ただし、熱塩加納村及び山都町の事業については、路線バスの未運行地域の対策として実施されてきたことから、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 6 家族介護者支援事業及びおむつ代等助成事業については、合併時に統一する。
- 7 訪問給食サービス事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において統一する。

先進事例（県外）

篠山市（兵庫県）

各種福祉制度の取扱い

- ・国又は県等が定める福祉制度については、その福祉制度の要綱等に準拠して実施する。
- ・町がその福祉制度の充実を図ることを目的に定めている福祉制度又は事業については、次のとおり実施する。
長寿祝金については、西紀町の例による。
在宅老人介護手当及び重度心身障害者（児）介護手当については、西紀町の例による。
- ・町独自の福祉制度については、その福祉制度の趣旨や目的が効果的に機能するよう調整する。

新潟市（新潟県）

福祉制度の取扱い

- ・合併時、黒埼町の以下の制度適用者については、現行のとおりとする。
人工肛門・膀胱装着者ストマ用具代補助、心身障害者扶養共済制度掛金の補助、紙おむつ支給事業、寝たきり老人寝具無料乾燥事業、ねたきり老人等介護手当支給事業（重度障害者）
- ・合併時、黒埼町の以下の制度適用者については、当分の間、現行のとおりとする。ホームヘルパーの派遣、在宅身体障害者デイサービス事業、福祉電話等の貸与、デイサービス事業・通所入浴事業
黒埼町の長寿祝金及び敬老祝金については、当分の間、現行のとおりとする。
- ・黒埼町の長寿祝金及び敬老祝金については、当分の間、現行のとおりとする。

潮来市（茨城県）

- ・潮来町の介護慰労金（85歳以上の老人を常時介護する人への支給）については、新たな高齢者福祉事業の財源に充てるものとする。
- ・敬老事業については、合併時に潮来町の制度に統一するものとする。

さぬき市（香川県）

- ・各福祉制度における老人福祉施策については、国又は県等の要綱等に準拠しながらサービスの充実に努める。
- ・敬老年金については、次のとおりとする。
〔支給日〕毎年9月15日
〔支給額〕80～89才の者 / 10,000円
 90歳以上の者 / 20,000円
〔基準日〕9月15日

南アルプス市（山梨県）

高齢者福祉の取扱い

- ・国及び県が定める制度については、現行の実施方法を調整し、新市として実施する。
- ・各町村が独自で実施している事業については、サービス低下とならないよう、新市全体に拡大し実施する。
- ・高齢者祝い金については、80～89歳は7,000円、90～99歳は10,000円、100歳以上は100,000円とし、100歳時に給付する祝い金等は300,000円とする。

山県市（岐阜県）

福祉関係事業高齢者福祉事業

- ・国又は県等が定める制度については、現行の実施方法を基準とし、新市全体で実施できるよう新市において調整する。
- ・各町村独自の制度については、趣旨や目的に沿った効果的な制度として、新市全体で実施するよう新市において調整する。
- ・高齢者福祉関係の事業については、従来の実績等を尊重しつつ新市全体の均衡を考慮し、新市において調整し、実施する。

静岡市（静岡県）

各種福祉制度の取扱い

- ・市民サービスの向上を図ることを原則に、従来の実績を尊重しつつ、新市全体の均衡を保つよう調整に努めるものとする。

大崎上島町（広島県）

福祉事業について

- ・敬老年金については、敬老祝金と一本化するよう検討する。
- ・老人福祉計画については、平成14年度末までに3町を一体とした計画を策定し、新町に引継ぐ。
- ・高齢者等住宅整備資金については、障害者住宅資金貸付と統合する。
- ・その他の調整内容については、現行のとおり新町に引継ぐ。

先進事例（県外）

東かがわ市（香川県）

各種福祉制度の取扱い

- ・国又は県が定める制度については、現行の実施方法を基準に新市において調整し、実施する。
- ・敬老年金支給事業については、現行の制度を改め、祝金制度により新市において調整し、実施する。
- ・1町又は2町で実施されているその他の事業については、新市において調整し、実施する。

神流町（群馬県）

高齢者福祉事業

- ・高齢者福祉事業については統合することを基本とし、住民サービスについては、高い水準の方へ合わせるよう調整する。
- ・敬老行事については、その意義を再確認し、「神流町」の一体化が図られるよう検討し、実施する。

あさぎり町（香川県）

社会福祉制度の取扱い

- ・敬老年金、祝金については、上町の例による。
- ・ダイヤモンド婚祝金贈呈は、合併までに関係町村で廃止する。

いなべ市（三重県）

各種福祉事業

- ・高齢者福祉事業について、国、県等の制度に基づいて実施している事業は引続き推進し、充実に努める。

飛騨市（岐阜県）

高齢者福祉事業

- ・老人ホームヘルプ付加サービス事業（介護保険対象者）の実施単価については、現行のとおり介護保険の水準を適用する。
- ・生きがい対応型デイサービス事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、利用料は1,000円/回（食事代含む。）とする。
- ・老人クラブ連合会については、新市移行までに一本化に向けて調整する。
- ・敬老祝品贈呈事業については、88歳と100歳を対象とし、88歳は5,000円、100歳は30,000円を贈呈する。

対馬市（長崎県）

各種福祉制度の取扱い社会福祉関係

- ・高齢者保健福祉計画・・・新市において新たに策定する。
- ・老人ホーム入所措置・・・入所判定委員会については、新市において新たに設置するものとし、費用徴収基準については、現行のとおりとする。
- ・介護予防、生活支援事業・・・現行のとおり新市に引継ぐ。なお、サービス回数等については、新市において調整する。
- ・在宅介護支援センター運営事業・・・現行のとおりとする。
- ・高齢者サービス調整チーム会議・・・新市において新たに設置する。
- ・その他の事務事業・・・合併時に調整する。

佐渡市（新潟県）

福祉事業の取扱い

高齢者福祉

- ・敬老祝金制度は、下表「敬老祝金関係」のとおり新市において調整する。ただし、合併期日の属する年度は、現行のとおりとする。
- ・介護手当の支給は、合併時に統一する。ただし、合併期日の属する年度は、現行のとおりとする。
- ・介護用品の支給は、合併時に統一する。ただし、合併期日の属する年度は、現行のとおりとする。
- ・敬老会は、現行のとおりとする。
- ・福祉施設は、現行のとおり新市に引継ぐ。運営方式は、合併後調整する。

別表 敬老祝金関係資料

	平成16年度		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
	90~100未満	100以上				90~100未満	100以上
7市町村	90~100未満	5,000	同左	同左	同左	90~100未満	5,000
	100以上	10,000	同左	同左	同左	100以上	10,000
羽茂村	90~95未満	10,000	7,000	7,000	5,000	90~100未満	5,000
	95以上100未満	50,000	30,000	20,000	10,000		
	100以上	200,000	100,000	50,000	20,000	100以上	10,000
小木町	90~95未満	30,000	10,000	10,000	7,000	90~100未満	5,000
	95以上100未満	60,000	30,000	20,000	10,000		
	100以上	120,000	60,000	30,000	20,000	100以上	10,000
	満100	100,000	50,000	30,000	20,000		
相川町	90~95未満	10,000	7,000	7,000	5,000	90~100未満	5,000
	95以上100未満	30,000	20,000	10,000	7,000	100以上	10,000
	100以上	100,000	50,000	30,000	20,000		

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	24 - (3) - 工	各種事務事業の取扱い（保健福祉に関する事務事業 / 児童福祉関係）
調整方針	<p>1 乳幼児医療費助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>2 妊産婦医療費助成事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から廃止する。なお、少子化対策の観点から妊婦健康診査の検査項目の充実を図ることとし、内容については新市において検討する。</p> <p>3 出生祝金制度については、現行のとおり新市に引継ぎ、合併後3年を目途に少子化対策の中で総合的に検討のうえ調整する。</p>	

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
乳幼児医療費助成事業	<p>【事業内容】 市条例及び施行規則に基づき、乳幼児の医療費の一部をその保護者に助成（一部県補助）</p> <p>【対象者】 乳幼児（出生の日から年齢6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者）の保護者</p> <p>【助成金】 医療費の自己負担額及び入院時の食事療養費標準負担額</p> <p style="text-align: right;">平成15年度実績 95,283,821円</p>	<p>【事業内容】 村規則に基づき、乳幼児の医療費の一部をその保護者に助成（一部県補助）</p> <p>【対象者】 乳幼児（出生の日から年齢6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者）の保護者</p> <p>【助成金】 医療費の自己負担額及び入院時の食事療養費標準負担額</p> <p style="text-align: right;">平成15年度実績 11,188,767円</p>	<p>【事業内容】 村条例及び施行規則に基づき、乳幼児の医療費の一部をその保護者に助成（一部県補助）</p> <p>【対象者】 乳幼児（出生の日から年齢6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者）の保護者</p> <p>【助成金】 医療費の自己負担額及び入院時の食事療養費標準負担額</p> <p style="text-align: right;">平成15年度実績 10,132,215円</p>	<p>【事業内容】 村規則に基づき、乳幼児の医療費の一部をその保護者に助成（一部県補助）</p> <p>【対象者】 乳幼児（出生の日から年齢6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者）の保護者</p> <p>【助成金】 医療費の自己負担額及び入院時の食事療養費標準負担額</p> <p style="text-align: right;">平成15年度実績 17,736,954円</p>
妊産婦医療費助成事業	/	<p>【事業内容】 村規則に基づき、妊産婦の医療費の一部を助成</p> <p>【対象者】 妊産婦（妊娠5ヶ月となる日の属する月から出産日の翌月までの者）</p> <p>【助成金】 医療費の自己負担額及び入院時の食事療養費標準負担額</p> <p style="text-align: right;">平成15年度実績 1,345,941円</p>	/	/

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
出生祝金制度	<p>該当なし</p> <p>(参考：平成15年度出生児数483人)</p>	<p>【事業内容】 村条例及び施行規則に基づき、出生祝金を支給</p> <p>【支給要件】 村内に住所を有する出生児の父母</p> <p>【支給金額】 出生児1人につき20,000円</p> <p>平成15年度実績 65人 1,300,000円</p>	<p>【事業内容】 村条例及び施行規則に基づき、出生祝金を支給</p> <p>【支給要件】 村内に住所を有する出生児の父母</p> <p>【支給金額】 出生児1人につき20,000円</p> <p>平成15年度実績 51人 1,020,000円</p>	<p>該当なし</p> <p>(参考：平成15年度出生児数64人)</p>

【先進事例】

田村地方5町村合併協議会（新設合併）

1. 乳幼児医療費助成事業（社保）については、滝根町の例により新市に引き継ぐものとする。
2. 妊産婦医療費助成事業（社保）については、妊娠4ヶ月となる日の属する月から分娩の属する月までを対象に実施する。
3. 出産祝金については、1年以上新市に居住する者について、出生児1人につき50,000円を支給する。ただし、旧滝根町において合併時に「すこやか誕生育児金」を受給していた者については、従前の例による。

伊達町合併協議会（新設合併）

1. 出産祝金、育児手当、施術費助成事業は合併後に調整する。

佐野市・田沼町・葛生町合併協議会（新設合併）

1. 田沼町の子宝祝金については、合併時に、現行制度を廃止し、支給対象を第3子以降100,000円とする新しい制度を新設する。なお、合併の日の前日までに出産を行った者については、旧市町の例によるとする。

登米地域合併協議会（新設合併）

1. 出産祝金の支給については合併時廃止し、新市において少子化対策の中で総合的に検討するものとする。

石和町・御坂町・一宮町・八代町・境川村・春日居町合併協議会（新設合併）

1. 乳幼児医療費助成事業については、御坂町、一宮町の例により新市に引き継ぐ。国保加入者の現物給付（窓口無料化）については、新市において検討する。

佐渡市（平成16年3月1日 新設合併）

1. 出産祝金は、合併時に統一する。ただし、合併期日の属する年度は、現行のとおりとする。
 - ・第1子から50,000円現金支給

飛騨市（平成16年2月1日 新設合併）

1. 出産等補助金については、少子化対策の中で総合的に検討し、新市移行までに調整する。

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	24 - (3) - 才 各種事務事業の取扱い（保健福祉に関する事務事業 / 保育関係）
調整方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育時間については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において地域の実情を踏まえ調整する。 2 保育料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後5年を目途に統一する。ただし、子育て支援の充実を図るため、国の基準の40%～70%を目標として、階層区分の見直しを含め調整する。 3 児童館については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、新市において、今後の施設整備等について検討するものとする。 4 放課後児童対策事業（児童クラブ）については、現行のとおり新市に引き継ぎ、保育料並びに保育時間については、表郷村の例により統一する。 5 延長保育事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において地域の実情を踏まえ調整する。 6 一時保育事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 7 地域子育て支援センター事業については、当分の間は、白河市わかば保育園で実施する。

区分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
保育所(園)数 施設数 定数 保育時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市立 5 保育園 ・ 合計 430人 ・ 平日 8:30～16:00 土曜日 8:30～12:00 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 村立 1 保育所 ・ 合計 45人 ・ 平日 8:30～16:30 土曜日 7:30～12:45 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 村立 1 保育所 ・ 合計 90人 ・ 平日 8:30～17:15 土曜日 8:00～17:30 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 村立 1 保育所 ・ 合計 55人 ・ 平日 8:30～16:30 土曜日 8:00～16:30
	〔延長保育〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平日 早朝 7:30～8:30 夕方 16:00～18:00 ・ 土曜日 12:00～13:00 わかば保育園 12:00～18:00 	〔延長保育〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平日 早朝 7:30～8:30 夕方 16:30～18:45 	〔延長保育〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平日 早朝 7:30～8:30 夕方 17:15～18:00 	〔延長保育〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平日 早朝 7:30～8:30 夕方 16:30～18:00 ・ 土曜日 早朝 8:00～8:30 夕方 16:30～18:00
保育料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育料基準表のとおり（次頁） ・ 年齢区分は、3歳未満児と3歳児、4歳以上児の区分。年途中の入園の場合は入園時の年齢をもって保育料を決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育料基準表のとおり（次頁） ・ 年齢区分は、3歳未満児と3歳児、4歳以上児の区分。年途中の入園の場合は入園時の年齢をもって保育料を決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育料基準表のとおり（次頁） ・ 年齢区分は、3歳未満児と3歳児、4歳以上児の区分。年途中の入園の場合は入園時の年齢をもって保育料を決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育料基準表のとおり（次頁） ・ 年齢区分は、3歳未満児と3歳以上児の区分。年途中の入所の場合は、入所時の年齢をもって保育料を決定
受入年齢	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生後6ヶ月からの乳児（関の森保育園については、満3歳からの幼児） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生後6ヶ月からの乳児 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生後6ヶ月からの乳児 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生後6ヶ月からの乳児から満2歳まで

保 育 料 基 準 の 現 況

白 河 市

表 郷 村

保育の実施児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額）				
階層区分	定 義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児		
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	円 0	円 0	円 0		
B	A階層及びD階層を除き前年度の市民税の額の区分が、次の区分に該当する世帯	市民税非課税世帯	7,500 3,750 750	4,500 2,250 450	4,500 2,250 450	
		市民税課税世帯				
C			17,200 8,600 1,720	14,000 7,000 1,400	14,000 7,000 1,400	
		D1	13,000円未満	22,500 11,250 2,250	19,500 9,750 1,950	19,500 9,750 1,950
		D2	13,000円以上 64,000円未満	26,000 13,000 2,600	23,000 11,500 2,300	23,000 11,500 2,300
D3	64,000円以上 112,000円未満	34,000 17,000 3,400	31,000 15,500 3,100	29,000 14,500 2,900		
D4	112,000円以上 160,000円未満	40,000 20,000 4,000	36,300 18,150 3,630	30,300 15,150 3,030		
D5	160,000円以上 408,000円未満	53,000 26,500 5,300	36,800 18,400 3,680	30,500 15,250 3,050		
D6	408,000円以上	57,600 28,800 5,760	36,800 18,400 3,680	30,500 15,250 3,050		

注) 中段は、2人目の入園児童に適用... (1/2)
下段は、3人目の入園児童に適用... (1/10)

保育の実施児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額）				
国階層区分	村階層区分	定 義	3歳未満児	3歳以上児		
第1	A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	円 0	円 0		
第2	B	第1階層（A）及び第4階層（D1）～第7階層（D6）を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が、次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	4,000	3,000	
			均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	10,000	7,000	
			所得割の額のある世帯5,000円未満	12,000	9,000	
第3	C1		所得割の額のある世帯5,000円	13,000	11,000	
			D1	第1階層（A）を除き、前年度分の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	16,000	15,000
			D2	所得税30,000～80,000円未満	24,000	21,000
第5	D3		所得税80,000～140,000円未満	32,000	25,000	
			D4	所得税140,000～200,000円未満	37,000	26,000
第6	D5		所得税200,000～510,000円未満	38,000	29,000	
第7	D6		所得税510,000円以上	40,000	35,000	

注) 同一世帯から2人以上の児童が入所している場合等の減免規定あり

保 育 料 基 準 の 現 況

大 信 村

東 村

保育の実施児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額）	
階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	円 0	円 0
B	A階層及びD階層を除き前年度の市町村民税の額の区分が、次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	3,000 2,000
C1		均等割の額のみ世帯	6,000 4,000
C2		所得割の額のある世帯	10,000 8,000
D1	A階層を除き前年度の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	17,000円未満	13,000 10,000
D2		17,000円以上 64,000円未満	21,000 17,000
D3		64,000円以上 160,000円未満	25,000 19,000
D4		160,000円以上 204,000円未満	28,000 21,000
D5		204,000円以上 408,000円未満	32,000 23,000
D6		408,000円以上	36,000 25,000

注）同一世帯から2人以上の児童が入所している場合等の減免規定あり

保育の実施児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額）	
階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	円 0	円 0
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度の市町村民税の額の区分が、次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	5,400 3,600
第3階層		市町村民税課税世帯	11,700 9,900
第4階層	第1階層を除き前年度の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	64,000円未満	18,000 16,200
第5階層		64,000円以上 160,000円未満	26,700 24,900
第6階層		160,000円以上 408,000円未満	36,600 34,800
第7階層		408,000円以上	48,000 46,200

注）同一世帯から2人以上の児童が入所している場合等の減免規定あり

国の保育料徴収金基準額表

階 層	定 義	徴収金基準額（月額）	
		3 歳未満	3 歳以上児
1	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0	0
2	前年度分の市町村民税の額の区分が右の区分に該当する世帯（第 1 階層及び第 4 ～ 7 階層除く）	0	0
	市町村民税課税世帯	9,000	6,000
3	市町村民税課税世帯（母子世帯等）	18,500	15,500
	市町村民税課税世帯	19,500	16,500
4	第 1 階層を除く前年分の所得課税世帯であって、その所得税の額の区分が右の区分に該当する世帯	30,000	27,000
5	所得課税 64,000 円未満	44,500	41,500
6	" 64,000 円 以上 160,000 円未満	61,000	58,000
7	" 160,000 円 以上 408,000 円未満	80,000	77,000
同一世帯から 2 人以上の児童が入所している場合	第 2 ～ 4 階層 所得税 64,000 円未満	ア 最も徴収基準額が低い児童 （最も徴収基準額の低い児童が 2 人以上の場合は、そのうち 1 人とする。）	徴収基準額表に定める額
		イ ア以外の児童のうち、最も徴収基準額が低い児童 （最も徴収基準額の低い児童が 2 人以上の場合は、そのうち 1 人とする。）	徴収基準額表に定める額 × 0.5
		ウ 上記以外の児童	徴収基準額表に定める額 × 0.1
	第 5 ～ 7 階層 所得税 64,001 円以上	ア 最も徴収基準額が低い児童 （最も徴収基準額の低い児童が 2 人以上の場合は、そのうち 1 人とする。）	徴収基準額表に定める額
		イ ア以外の児童のうち、最も徴収基準額が低い児童 （最も徴収基準額の低い児童が 2 人以上の場合は、そのうち 1 人とする。）	徴収基準額表に定める額 × 0.5
		ウ 上記以外の児童	徴収基準額表に定める額 × 0.1

保育園（所）徴収金検討資料

平成15年度保育園（所）費決算額

	白河市		表郷村		大信村		東村		合計	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
歳出決算額	586,444,486	100.0%	81,870,706	100.0%	121,865,119	100.0%	77,133,582	100.0%	867,314,893	100.0%
(財源内訳)										
国庫負担(補助)金	129,138,775	22.0%	23,907,390	29.2%	29,086,485	23.9%	18,760,900	24.3%	200,893,550	23.2%
県負担金	64,569,387	11.0%	16,372,695	20.0%	14,683,242	12.0%	9,380,450	12.2%	105,005,774	12.1%
保育園(所)徴収金	139,939,490	23.9%	11,086,900	13.5%	15,432,680	12.7%	14,774,570	19.2%	181,233,640	20.9%
寄付金その他	105,250	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	105,250	0.0%
一般財源	252,691,584	43.1%	30,503,721	37.3%	62,662,712	51.4%	34,217,662	44.4%	380,076,679	43.8%

平成15年度決算額に各市村の保育園(所)徴収金基準を採用した場合

	白河市基準		表郷村基準		大信村基準		東村基準		
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	
歳出決算額	867,314,893	100.0%	867,314,893	100.0%	867,314,893	100.0%	867,314,893	100.0%	
(財源内訳)									
国庫負担(補助)金	200,893,550	23.2%	200,893,550	23.2%	200,893,550	23.2%	200,893,550	23.2%	
県負担金	105,005,774	12.1%	105,005,774	12.1%	105,005,774	12.1%	105,005,774	12.1%	
保育園(所)徴収金	194,994,840	22.5%	152,790,000	17.6%	123,200,400	14.2%	161,934,120	18.7%	
寄付金その他	105,250	0.0%	105,250	0.0%	105,250	0.0%	105,250	0.0%	
一般財源	366,315,479	42.2%	408,520,319	47.1%	438,109,919	50.5%	399,376,199	46.0%	

保育所（園）児童数

	白 河 市		表 郷 村		大 信 村		東 村		合 計	
	公立保育園(所)	人 数	公立保育園(所)	人 数	公立保育園(所)	人 数	公立保育園(所)	人 数	公立保育園(所)	人 数
0歳児	5	28	1	7	1	10	1	11	8	56
1歳児		98		14		24		24		160
2歳児		107		13		18		17		155
3歳児		122		16		21		0		159
4歳児		120		4		14		0		138
5歳児		109		4		13		0		126
合 計		584		58		100		52		794

保育児童の階層区分別人数

白 河 市								表 郷 村					大 信 村					東 村							
階層	3歳未満児		3歳児		4歳以上児		人数	階層	3歳未満児		3歳以上児		人数	階層	3歳未満児		3歳以上児		人数	階層	3歳未満児		3歳以上児		人数
	基準額	人数	基準額	人数	基準額	人数			基準額	人数	基準額	人数			基準額	人数	基準額	人数			基準額	人数	基準額	人数	
A	-	0	-	1	-	1	2	A	-	0	-	0	0	A	-	2	-	0	2	第1	-	0	-	0	0
B	7,500	41	4,500	34	4,500	56	131	B	4,000	3	3,000	9	12	B	3,000	5	2,000	3	8	第2	5,400	5	3,600	0	5
C	17,200	46	14,000	16	14,000	37	99	C1	10,000	7	7,000	1	8	C1	6,000	13	4,000	5	18	第3	11,700	13	9,900	0	13
								C2	12,000	1	9,000	0	1	C2	10,000	6	8,000	6	12						
								C3	13,000	1	11,000	0	1												
D1	22,500	8	19,500	7	19,500	8	23	D1	16,000	3	15,000	3	6	D1	13,000	4	10,000	4	8	第4	18,000	13	16,200		13
D2	26,000	40	23,000	10	23,000	29	79	D2	24,000	5	21,000	2	7	D2	21,000	8	17,000	9	17						
D3	34,000	27	31,000	13	29,000	29	69	D3	32,000	7	25,000	4	11	D3	25,000	16	19,000	11	27	第5	26,700	11	24,900		11
D4	40,000	15	36,300	7	30,300	14	36	D4	37,000	2	26,000	0	2	D4	28,000	1	21,000	3	4	第6	36,600	10	34,800	0	10
D5	53,000	49	36,800	26	30,500	40	115	D5	38,000	5	29,000	4	9	D5	32,000	1	23,000	2	3						
D6	57,600	7	36,800	8	30,500	15	30	D6	40,000	0	35,000	1	1	D6	36,000	0	25,000	1	1	第7	48,000	0	46,200	0	0
合計		233		122		229	584	合計		34		24	58	合計		56		44	100	合計		52		0	52

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
児童館事業	施設 白河市第一児童館 白河市第二児童館 開館時間 ・平日 8:30 ~ 17:30 ・土曜日 8:30 ~ 12:00 休館日 ・日曜日、祝祭日、年末年始 利用者 ・小学生、中学生、保護者が同伴する幼児等 活動内容 放課後児童健全育成事業 児童館開放事業（毎週火曜日） 子育てサークルの育成 母親クラブとの連携	/	/	/
放課後児童対策事業 （児童クラブ）	開設場所 白河市第一児童館 白河市第二児童館 白河市立みさか小学校 白河市立白河第三小学校 白坂多目的研修センター サンフレッシュ白河 保育時間 ・通常期（平日放課後） 授業終了後～17:30 児童館 土曜開館 8:30～12:00 ・夏休み等の長期休業期 8:30～17:30 月額保育料 無料 月額おやつ代 ・保護者会で決定、月により金額変動 入会児童数 229人（H16.2月現在） （H16.4月利用予定267人）	開設場所 表郷村立表郷小学校 保育時間 ・通常期（放課後） 13:00～18:00 ・土曜日及び表郷村公立小・中学校 管理規則第10条の2に規定する 休業日 8:30～18:00 月額保育料 無料 月額おやつ代 2,000円 入会児童数 16人（H16.2月現在） （H16.4月利用予定27人）	開設場所 大信村立信夫第一小学校 大信村立信夫第二小学校 保育時間 ・通常期（放課後） 授業終了後～18:00 ・振替休日及び夏休み等の長期休業 期 8:00～18:00 月額保育料 3,000円 （2人目以降 2,000円） 月額おやつ代 2,000円 入会児童数 24人（H16.2月現在） （H16.4月利用予定27人）	施設場所 ひがしこども館 保育時間 ・通常期（放課後） 授業終了後～18:00 ・土曜日及び夏休み等の長期休業 期 7:30～18:00 月額保育料 ・1日～9日 1日 300円 ・10日以上 月額 3,000円 月額おやつ代 ・1日～9日 1日 200円 ・10日以上 月額 2,000円 入会児童数 65人（H16.8月現在）

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
延長保育事業	実施箇所 みのり、さくら、ひまわり、わかばの各公立保育園 延長時間 ・平日 早朝 7:30 ~ 8:30 夕方 16:00 ~ 18:00 ・土曜日 12:00 ~ 13:00 わかば保育園 12:00 ~ 18:00 費用 通常の保育料のみ	実施箇所 表郷保育所 延長時間 ・平日 早朝 7:30 ~ 8:30 夕方 16:30 ~ 18:45 費用 通常の保育料のみ	実施箇所 大信村保育所 延長時間 ・平日 早朝 7:30 ~ 8:30 夕方 16:30 ~ 17:45 費用 通常の保育料のみ	実施箇所 東村保育所 延長時間 ・平日 早朝 7:30 ~ 8:30 夕方 16:30 ~ 18:00 費用 通常の保育料のみ
一時保育事業	実施箇所 白河市わかば保育園 対象児童 満1歳以上 条件 緊急保育：保護者の疾病、冠婚葬祭などの社会通念上やむをえない緊急的な場合 非定型保育：保護者が週3日以内のパート就労の場合一時的保育を行う日は保育園の開園日 保育時間 平日 8:30 ~ 17:00 土曜日 8:30 ~ 12:00 費用 1,000 円/日	/	/	/

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
地域子育て支援センター事業	<p>事業の目的 保育園に通園していない幼児の家族に対して、地域の子育てに悩む母親の情報交換の場、サークル活動の援助、育児相談、講演会、セミナー等による育児援助</p> <p>実施保育園 ・みのり保育園 「わくわくランド」 月1回 ・さくら保育園 「こたりの日」 月1回 ・ひまわり保育園 「ゆうゆう広場」 月2回 ・関の森保育園 「森のポケット」 月1回 ・わかば保育園 「ちびっ子広場」 月4回 「自由遊びの日」 月4回 わかば保育園の事業内容 対象：0歳から1歳児 毎月第1・3木曜日 対象：2歳児以上 毎月第2・4木曜日 利用時間 10:30～11:30 自由遊びの日 事前に電話連絡により申し込みが必要</p> <p>費用 無料</p>			

先進事例（県内）

県内合併協議会の協議状況

須賀川市・長沼町合併協議会

保育事業

- 1 長沼町の保育所の保育料は、合併後、段階的に調整し、平成20年度までに須賀川市の保育料に統一する。
- 2 同じ世帯から2人以上入所する場合の保育料については、須賀川市の例による。
- 3 須賀川市の公立保育所の閉所時間については、午後6時30分まで延長する。
- 4 長沼町の延長保育については、現行どおり実施するものとし、須賀川市の実施については、個々の保育所の実情に合わせ合併後に調整する。
- 5 保育所の入所判定基準については、須賀川市の例による。

児童福祉事業

- 1 平日については、午後零時30分から午後6時30分までとする。
- 2 土曜日・学校長期休業中については、午前8時から午後6時30分までとする。なお、児童クラブの入所判定基準については、須賀川市の例による。

田村5町村合併協議会

児童福祉事業

- 1 国又は県等が定める制度については、国又は県等の要綱等に準拠しながらサービスの充実に努める。
- 2 児童館については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

保育事業

- 1 保育所の保育時間は、船引町の例により月曜から土曜まで7:30～18:30まで対応できる体制をとることとする。
- 2 船引町保育所以外の保育所において一時保育所を実施する。
- 3 延長保育については、現行のとおり新市に引き継ぐが、新市において利用者の要望を踏まえて調整する。
- 4 保育料については、平成17年3月分は現行のとおり新市に引き継ぎ、平成17年度より児童の属する世帯の前年度の所得税額が63,999円以下の階層は大越町の例により、64,000円以上の階層は常葉町の例による。
- 5 保育料の減免は、平成17年度から都路村及び常葉町の例による。
- 6 保育所給食は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 7 特別保育事業は、現行のとおり引き継ぐが、利用者負担は大越町の例による。
- 8 滝根町の特別保育事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 9 許可外保育施設に対する助成事業は、船引町の例による。

会津高田町・会津本郷町・新鶴村合併協議会

保育事業の取扱い

- 1 保育所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、保育料については、合併する年度は各町村の例によるものとし、その翌年度から新町の保育料を定めるものとする。
- 2 保育時間、その他の保育サービスについては、新町において調整する。

児童福祉事業の取り扱い

- 1 国又は県等が定める制度で差異のない事業については、合併時までに統合する。
- 2 各町村が独自に実施している制度又は事業については、合併時までに調整する。

先進事例（県外）

<p>篠山市（兵庫県） 各種福祉制度の取扱い</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国又は県等が定める福祉制度については、その福祉制度の要綱等に準拠して実施する。 2 独自の福祉制度については、その福祉制度の趣旨や目的が効果的に機能する町の例による。 3 保育所保育料については、国の保育料徴収基準額 1 / 3 を参考として、合併時に調整する。 <p>さいたま市（埼玉県） 児童福祉事業の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとする。子育て支援事業等については、統合又は再編し充実に努めるものとする。 <p>大船渡市（岩手県） 各種福祉制度の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併年度は、現行のとおりとし、両市町の従来の経緯等を考慮しながら、翌年度から調整検討する。 <p>さぬき市（香川県） 各福祉制度の取扱い</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各福祉制度における児童福祉・障害者福祉・医療等の施策については、国又は県等の要綱等に準拠しながらサービスの充実に努める。 2 保育所運営における保育料については、適正な保育料を設定する。 <p>南アルプス市（山梨県） 児童福祉の取扱い</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国・県が定める制度については、現行の実施方法を調整し、新市として実施する。 2 各町村が独自で実施している事業については、サービス低下とならないよう、新市全体に拡大し実施する。 3 児童虐待問題については、児童福祉法に従い、児童の健全育成及び保護に努める。 <p>保育事業の取扱い</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 サービス内容に差異があるものについては、現行の水準が低下しない範囲で統一化を図る。 2 保育園の設置や通園区域は、現状のまま新市に引き継ぐ。 	<p>静岡市（静岡県） 各種福祉制度の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民サービスの向上を図ることを原則に、従来の実績を尊重しつつ、新市全体の均衡を保つよう調整に努めるものとする。 <p>山梨市（岐阜県） 福祉関係事業関係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育料については、美山町の例による。ただし、同一世帯から 2 人以上の児童が保育の実施をされている場合の第 2 子及び第 3 子以降については、高富町の例による。なお、新市の保育料は、国の徴収基準額を参考に段階的に改定を図るものとする。 2 延長保育料は、高富町の例による。 <p>大崎上島町（広島県） 児童福祉事業について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 放課後児童対策事業については、各小学校区に 1 箇所ずつ施設を設けるように調整する。 2 その他の調整内容については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 <p>東かがわ市（香川県） 各種福祉制度の取扱い</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国または県が定める制度については、現行の実施方法を基準に新市において調整し、実施する。 <p>使用料、手数料等の取扱い</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育料は、合併時に引田町の例により統一する。 <p>各種福祉制度の取扱い</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育所の延長保育は、大内町の例により調整し、実施する。 <p>神流町（群馬県） 児童福祉事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合することを基本とし、住民サービスについては、高い水準の方へ合わせるよう調整する。 <p>保育事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・へき地保育所として、万場町の現有施設へ統合する。 <p>あさぎり町（熊本県） 児童福祉制度の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉制度については、家庭における生活の安定と次世代の担い手の育成を図るため、新町において計画し実施する。 ・保育料の取扱い国の保育料徴収基準額表を参考として、合併時に調整する。
---	--

先進事例（県外）

いなべ市（三重県）

各種福祉事業

- 1 児童福祉事業について、国、県等の制度に基づいて実施している事業は引続き推進し、充実に努める。
- 2 保育事業について、国、県等の制度に基づいて実施している事業は現行のとおりとする。保育料については、合併後に統一する。

飛騨市（岐阜県）

児童福祉事業

- 1 地域子育て支援センター事業については、新市移行までに事業内容を統一し調整する。

保育事業

- 1 公立保育園事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。開所時刻は7時30分からを基本とし、開所時間は11時間を基本とする。
- 2 私立保育所児童保育事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 3 通園バスの利用料は徴収しない。
- 4 保育園給食の調理場所については、現行のとおり新市に引き継ぐ。主食費については、新市に移行後統一するよう調整する。但し、3歳未満児については徴収しない。
- 5 保育料の算定及び保育内容については、現行のとおり新市に引き継ぎ、移行後3年をめどに統一するよう調整する。但し、算定については、国の基準の50%～70%を目標に階層区分に応じ調整するものとする。なお、0歳児については、新市において調整する。
- 6 保育料の減免については、新市移行までに調整する。

対馬市（長崎県）

各種福祉制度の取扱い児童福祉関係

- ・児童館・・・現行のとおりとする。

各種福祉制度の取扱い児童福祉関係

- ・保育所関係...合併時に調整する。ただし、平成15年度については、それぞれ旧村の例による。

安芸高田市（広島県）

児童福祉事業の取扱い

- ・児童福祉事業については、各町でのこれまでの取り組みを踏まえ、新市においても事業の充実を図ることを原則として次のとおり調整する。
- ・児童館・放課後児童対策事業については、当面現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において事業の拡大を図る。

壱岐市（長崎県）

各種福祉制度の取扱い

- ・保育所については現行のとおりとするものとし、保育料については、合併前に調整し、合併時から適用する。ただし、保育時間、保育年齢については新市において検討する。

佐渡市（新潟県）

児童福祉

- 1 保育所施設は、当面現行のとおりとする。
 - 2 基本的な保育時間は、合併時に統一する。ただし、合併期日の属する年度は、現行のとおりとする。
 - a 月曜日～金曜日8時から16時
 - b 土曜日 8時から正午
 - 3 延長保育は、現行のとおりとし、合併後圏域的に調整を図る。
 - 4 保育料算定階層区分は、合併時に統一する。ただし、合併期日の属する年度は、現行のとおりとする。
 - 5 保育所の保育料は、合併時に統一する。ただし、合併期日の属する年度は現行のとおりとする。
 - a 1人月額8,400円
 - 6 同一家族の2人目、3人目の保育料は、少子化対策を考慮し、2人目10分の2、3人目無料とする。
 - 7 特別保育事業は、現行のとおり引き継ぎ、合併後に調整する。
- 福祉事業の取扱い
- 1 児童館は、地域の要望等を踏まえ、新市で調整する。

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	24 - (3) - カ	各種事務事業の取扱い(保健福祉に関する事務事業/その他福祉事業関係)
調整方針	<p>1 母子家庭児入学祝金支給事業については、合併年度の翌年度から廃止する。</p> <p>2 ひとり親家庭医療費助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>3 高額療養費支払資金貸付事業については、合併年度の翌年度から大信村の例により統一する。</p> <p>4 高齢者生きがい対策事業におけるきつねうち温泉日帰り入浴サービス支援(送迎バス)については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、実施内容等については新市において調整する。東村の指定施設宿泊料金の一部助成は、合併年度の翌年度から廃止する。ただし、きつねうち温泉にかかる一部助成については、合併年度及びこれに続く5年度間は引き続き実施する。</p> <p>5 災害見舞金支給事業については、合併年度の翌年度から白河市及び大信村の例により統一する。</p> <p>6 災害弔慰金及び災害障害見舞金支給事業、災害援護資金貸付事業については、合併年度の翌年度から白河市、表郷村、東村の例により統一する。</p>	

区分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
母子家庭児入学祝金支給事業	<p>概要 母子家庭児に対し入学祝金を支給することにより、児童福祉の増進を図る。</p> <p>内容 ・小学校入学時 5,000 円 ・中学校入学時 10,000 円</p> <p>支給件数(H15) 84件</p>			
ひとり親家庭医療費助成事業	<p>目的 父子家庭、母子家庭及び父母のいない児童を養育する家庭の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図る。</p> <p>対象者 ・18歳未満の児童を扶養するひとり親家庭の母又は父及び児童 ・父母のいない18歳未満の児童</p>	<p>目的 父子家庭、母子家庭及び父母のいない児童を養育する家庭の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図る。</p> <p>対象者 ・18歳未満の児童を扶養するひとり親家庭の母又は父及び児童 ・父母のいない18歳未満の児童</p>	<p>目的 父子家庭、母子家庭及び父母のいない児童を養育する家庭の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図る。</p> <p>対象者 ・18歳未満の児童を扶養するひとり親家庭の母又は父及び児童 ・父母のいない18歳未満の児童</p>	<p>目的 父子家庭、母子家庭及び父母のいない児童を養育する家庭の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図る。</p> <p>対象者 ・18歳未満の児童を扶養するひとり親家庭の母又は父及び児童 ・父母のいない18歳未満の児童</p>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
	<p>支給制限</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護法上の被保護者 里親委託されている児童 児童福祉施設入所児童 ひとり親家庭の親の前年の所得が児童扶養手当の所得制限限度額以上である場合の当該親及び児童 <p>助成額</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療費の自己負担額から登録世帯ごとに月 1,000 円を控除した額 <p>負担割合</p> <p>県 1/2 市 1/2</p> <p>登録世帯 422 世帯</p> <p>申請件数 1,074 件</p>	<p>支給制限</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護法上の被保護者 里親委託されている児童 児童福祉施設入所児童 ひとり親家庭の親の前年の所得が児童扶養手当の所得制限限度額以上である場合の当該親及び児童 <p>助成額</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療費の自己負担額から登録世帯ごとに月 1,000 円を控除した額 <p>負担割合</p> <p>県 1/2 村 1/2</p> <p>登録世帯 51 世帯</p> <p>申請件数 367 件</p>	<p>支給制限</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護法上の被保護者 里親委託されている児童 児童福祉施設入所児童 ひとり親家庭の親の前年の所得が児童扶養手当の所得制限限度額以上である場合の当該親及び児童 <p>助成額</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療費の自己負担額から登録世帯ごとに月 1,000 円を控除した額 <p>負担割合</p> <p>県 1/2 村 1/2</p> <p>登録世帯 21 世帯</p> <p>申請件数 200 件</p>	<p>支給制限</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護法上の被保護者 里親委託されている児童 児童福祉施設入所児童 ひとり親家庭の親の前年の所得が児童扶養手当の所得制限限度額以上である場合の当該親及び児童 <p>助成額</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療費の自己負担額から登録世帯ごとに月 1,000 円を控除した額 <p>負担割合</p> <p>県 1/2 村 1/2</p> <p>登録世帯 42 世帯</p> <p>申請件数 429 件</p>
高額療養費支払 資金貸付事業	<p>事業名</p> <p>白河市高額療養費支払資金貸付事業</p> <p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 療養費の支払に困窮する者に対し、その資金の貸付を行う。 <p>貸付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会保険各法に規定する高額療養費の受給権を有する者 資金の貸付を他から受けることができない者 <p>貸付額</p> <ul style="list-style-type: none"> 高額療養費の100分の90以内の額 <p>貸付利息</p> <p>無利子</p> <p>償還方法</p> <p>高額療養費支給費により一括償還</p> <p>件数（H15） 100 件</p>	<p>事業名</p> <p>表郷村社会福祉協議会生活援助資金貸付事業</p> <p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 村内に居住する者に対し、自己の一部負担すべき金額を超えた医療費について貸付を行う。 <p>貸付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療保険制度に加入している者 <p>貸付額</p> <ul style="list-style-type: none"> 高額療養費の100分の90以内の額 <p>貸付利息</p> <p>無利子</p> <p>償還方法</p> <p>高額療養費支給費により一括償還</p> <p>件数（H15） 12 件</p>	<p>事業名</p> <p>大信村国民健康保険高額療養費資金貸付事業</p> <p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 高額療養費の支給を受けるまでの間、当該療養費の支給に係る費用を支払うための資金の貸付を行う。 <p>貸付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険法に定める高額療養費の支給対象者の属する世帯の世帯主 <p>貸付額</p> <ul style="list-style-type: none"> 高額療養費の100分の90以内の額 <p>貸付利息</p> <p>無利子</p> <p>償還方法</p> <p>高額療養費支給費により一括償還</p> <p>件数（H15） 16 件</p>	<p>事業名</p> <p>東村社会福祉協議会高額療養費支払資金貸付事業</p> <p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 高額療養費として保険診療で認められる額のうち自己負担を超える額について貸付を行う。 <p>貸付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険法に定める高額療養費の対象者 <p>貸付額</p> <ul style="list-style-type: none"> 高額療養費の100分の90以内の額 <p>貸付利息</p> <p>無利子</p> <p>償還方法</p> <p>高額療養費支給費により一括償還</p> <p>件数（H15） 2 件</p>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
高齢者生きがい 対策事業				<p>目的 村内の高齢者の健康増進のために保養の機会と相互コミュニケーションの場を提供することにより、高齢者の介護予防と福祉の向上を図る。</p> <p>内容 きつねうち温泉日帰り入浴サービス支援（村内送迎バス） ・対象者 65 歳以上の高齢者 ・H15 利用実績 延べ 286 人</p> <p>村が指定する施設における宿泊料金の一部助成（1人1泊：1,000 円） ・村指定施設 きつねうち温泉 新甲子温泉 「フジヤホテル」 「新白河高原ホテル」 中ノ沢温泉 「花見屋旅館」 「平沢屋」 ・対象者 70 歳以上の高齢者 ・H15 利用実績 延べ 230 人</p>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
災害見舞金支給事業	<p>事業名 白河市災害見舞金等支給事業</p> <p>概要 災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震等の自然災害及び火災等）により被災した者に対し、災害見舞金又は弔慰金を支払う。</p> <p>災害見舞金の額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全焼、全壊、流失、埋没又は水没 1世帯 100,000円 1人につき 20,000円 ・半焼又は半壊 1世帯 50,000円 1人につき 10,000円 ・床上浸水 1世帯 30,000円 <p>弔慰金の額（死亡者が出た場合の1人当たり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20歳以上 100,000円 ・20歳未満 50,000円 <p>支給件数（H15） 3件</p>	<p>事業名 表郷村災害見舞金支給事業</p> <p>概要 災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震等の自然災害及び火災等）により罹災者（被災した者）に対し、救助費又は死亡見舞金を支払う。</p> <p>救助費の額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全焼、全壊、流失、水没、埋没 1世帯 60,000円 1人につき 10,000円 ・半焼・半壊 1世帯 30,000円 1人につき 5,000円 <p>死亡見舞金の額（死亡者が出た場合の1人当たり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・15歳以上 100,000円 ・15歳未満 50,000円 <p>支給件数（H15） 0件</p>	<p>事業名 大信村被災救助費支給事業</p> <p>概要 災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震等の自然災害及び火災等）により罹災者（被災した者）に対し、救助金又は弔慰金を支払う。</p> <p>救助金の額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全焼、全壊、流失、水没、埋没 1世帯 100,000円 1人につき 20,000円 ・半焼・半壊 1世帯 50,000円 1人につき 10,000円 ・床上浸水 1世帯 30,000円 <p>弔慰金の額（死亡者が出た場合の1人当たり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大人（20歳以上） 100,000円 ・小人（20歳未満） 50,000円 <p>支給件数（H15） 0件</p>	<p>事業名 東村罹災救助給付金交付事業</p> <p>概要 災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震等の自然災害及び火災等）により罹災した者に対し、救助給付金を支払う。</p> <p>給付金の額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全壊（全焼）半壊（半焼）併せて 1世帯（住家が自家の場合） 150,000円 1世帯（住家が借家、アパート等の場合） 50,000円 <p>支給件数（H15） 0件</p>
災害弔慰金及び災害障害見舞金支給事業	<p>事業名 白河市災害弔慰金支給事業</p> <p>概要 自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震等、その他異常な自然現象）により、死亡した者の遺族に対し災害弔慰金又は障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支払う。</p> <p>災害弔慰金の額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡者が生計を主として維持していた場合 5,000,000円 ・その他の場合 2,500,000円 	<p>事業名 表郷村災害弔慰金支給事業</p> <p>概要 自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震等、その他異常な自然現象）により、死亡した者の遺族に対し災害弔慰金又は障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支払う。</p> <p>災害弔慰金の額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡者が生計を主として維持していた場合 5,000,000円 ・その他の場合 2,500,000円 	<p>事業名 大信村災害弔慰金支給事業</p> <p>概要 自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震等、その他異常な自然現象）により、死亡した者の遺族に対し災害弔慰金又は障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支払う。</p> <p>災害弔慰金の額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡者1人当たり 2,500,000円 	<p>事業名 東村災害弔慰金支給事業</p> <p>概要 自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震等、その他異常な自然現象）により、死亡した者の遺族に対し災害弔慰金又は障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支払う。</p> <p>災害弔慰金の額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡者が生計を主として維持していた場合 5,000,000円 ・その他の場合 2,500,000円

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
	八 住居が全壊した場合（二の場合を除く。） 2,500,000 円 二 住居の全体が損壊し、若しくは 流失し、又はこれと同等と認め られる特別の事情があつた場合 3,500,000 円 償還期間 10年（うち据置期間3年） 利率 年3%（据置期間は無利子） 件数（H10） 1件	八 住居が全壊した場合（二の場合を除く。） 2,500,000 円 二 住居の全体が損壊し、若しくは 流失し、又はこれと同等と認め られる特別の事情があつた場合 3,500,000 円 償還期間 10年（うち据置期間3年） 利率 年3%（据置期間は無利子） 件数 0件	償還期間 10年（うち据置期間3年） 利率 年3%（据置期間は無利子） 件数 0件	八 住居が全壊した場合（二の場合を除く。） 2,500,000 円 二 住居の全体が損壊し、若しくは 流失し、又はこれと同等と認め られる特別の事情があつた場合 3,500,000 円 償還期間 10年（うち据置期間3年） 利率 年3%（据置期間は無利子） 件数 0件

先 進 事 例
<p>田村地方5町村合併協議会</p> <ol style="list-style-type: none"> ひとり親家庭等医療費助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 災害弔慰金支給及び災害障害見舞金支給については、滝根町、大越町、都路村及び船引町の例による。 災害援護資金貸付については、都路村及び船引町の例による。 災害見舞金支給については、船引町の例による。 高額療養費貸付事業については、大越町及び船引町の例によるものとする。 <p>黒磯市・西那須野町・塩原町合併協議会</p> <ol style="list-style-type: none"> 災害見舞金については、黒磯市の例により合併時に統合する。 災害弔慰金及び災害障害見舞金については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 高額療養費資金貸付については、黒磯市の例により合併時に統合する。

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	24 - (4) - ア	各種事務事業の取扱い(産業経済に関する事務事業/農林業関係)
調整方針	<p>1 農政関係</p> <p>(1) 農業振興地域整備計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新たな計画を策定する。</p> <p>(2) 地産地消拡大事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において事業推進に向け調整する。</p> <p>(3) 認定農業者については、現行のとおり新市に引き継ぎ、関係機関等については、新市において調整する。</p> <p>(4) 米生産調整対策における「地域水田農業ビジョン」については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新たな「地域水田農業ビジョン」の策定時に統一する。水田農業推進協議会については、新市において統合する。</p> <p>(5) 水稻航空防除事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において事業の実施方法等について検討する。</p> <p>(6) 家畜防疫対策事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>2 農業農村整備関係</p> <p>(1) 農道については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 土地改良事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>3 林業関係</p> <p>(1) 市町村森林整備計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新たな計画を策定する。</p> <p>(2) 林道については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(3) 森林病虫害防除事業及び有害鳥獣駆除については、新市において引き続き実施する。</p>	

区分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
農業振興地域整備計画	<p>【白河市農業振興地域整備計画】</p> <p>[目的]</p> <ul style="list-style-type: none"> 市の農業振興地域を明確にし、農業と農業以外への土地利用の調達を図るとともに、その地域の整備を計画的、集中的に行うことにより、農業の健全な発展を図る。 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業振興地域整備基本方針に基づき、概ね10年を見通して策定し、5年ごとに現況及び将来の状況について、調査を行いほ場整備、施設整備、農業を担うべき者の育成、確保等について計画を定める。 <p>[策定年次等]</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業振興地域指定 昭和45年度 整備計画策定 昭和45年度 整備計画変更 昭和51年度 昭和63年度 平成7年度 平成15年度 <ul style="list-style-type: none"> 随時変更 年2回 	<p>【表郷村農業振興地域整備計画】</p> <p>[目的]</p> <ul style="list-style-type: none"> 村の農業振興地域を明確にし、農業と農業以外への土地利用の調達を図るとともに、その地域の整備を計画的、集中的に行うことにより、農業の健全な発展を図る。 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業振興地域整備基本方針に基づき、概ね10年を見通して策定し、5年ごとに現況及び将来の状況について、調査を行いほ場整備、施設整備、農業を担うべき者の育成、確保等について計画を定める。 <p>[策定年次等]</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業振興地域指定 昭和45年度 整備計画策定 昭和46年度 整備計画変更 昭和49年度 昭和54年度 平成元年度 平成8年度 平成11年度 <ul style="list-style-type: none"> 随時変更 年2回 	<p>【大信村農業振興地域整備計画】</p> <p>[目的]</p> <ul style="list-style-type: none"> 村の農業振興地域を明確にし、農業と農業以外への土地利用の調達を図るとともに、その地域の整備を計画的、集中的に行うことにより、農業の健全な発展を図る。 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業振興地域整備基本方針に基づき、概ね10年を見通して策定し、5年ごとに現況及び将来の状況について、調査を行いほ場整備、施設整備、農業を担うべき者の育成、確保等について計画を定める。 <p>[策定年次等]</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業振興地域指定 昭和45年度 整備計画策定 昭和45年度 特別管理地域指定 昭和58年度 平成4年度 整備計画変更 平成4年度 平成8年度 <ul style="list-style-type: none"> 随時変更 年2回 	<p>【東村農業振興地域整備計画】</p> <p>[目的]</p> <ul style="list-style-type: none"> 村の農業振興地域を明確にし、農業と農業以外への土地利用の調達を図るとともに、その地域の整備を計画的、集中的に行うことにより、農業の健全な発展を図る。 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業振興地域整備基本方針に基づき、概ね10年を見通して策定し、5年ごとに現況及び将来の状況について、調査を行いほ場整備、施設整備、農業を担うべき者の育成、確保等について計画を定める。 <p>[策定年次等]</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業振興地域指定 昭和45年度 整備計画策定 昭和46年度 特別管理地域指定 昭和50年度 昭和56年度 農業農村振興対策指定 平成元年度 整備計画変更 昭和52年度 昭和56年度 平成4年度 <ul style="list-style-type: none"> 随時変更 年2回

区分	4 市 村 の 現 況			
	白河市	表郷村	大信村	東 村
	<p>[現況]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域 8,139.8ha ・農用地面積 2,523.5ha 	<p>[現況]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域 4,996.7ha ・農用地面積 1,466.1ha 	<p>[現況]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域 5,144.1ha ・農用地面積 1,102.6ha 	<p>[現況]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域 4,038.0ha ・農用地面積 1,373.0ha
地産地消拡大事業	<p>[目的]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地産地消を推進するため、直売組織の育成支援を行う。 <p>[概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内にある直売所のPR等の支援の取組み ・学校給食用食材に地元農産物の使用の要望の取組み 	<p>[目的]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地産地消を推進するため、直売組織の育成支援を行う。 <p>[概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直売活動の研修会を実施すること で、村内の農業者等が参加する直売組織の立ち上げに向けた支援。直売組織が中心となり、関の里との連携による農産物朝市や地元野菜の供給を実施。 将来的には、学校給食への地元野菜の供給について検討する。 	<p>[目的]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地産地消を推進するため、直売組織の育成支援を行う。 <p>[概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直売活動の研修会を実施すること で、村内の農業者等が参加する直売組織の立ち上げに向けた支援。直売組織が中心となり、学校給食センターとの連携による農作物、地元野菜を学校給食へ供給。 ・直売所：『季来里』（H15.6.1 設立） ・会員数：39 名 ・具体的な実施内容 H15.6 月より品目限定で地元産の野菜を村内幼稚園・小・中学校給食、保育所給食に活用 (ジャガイモ、インゲン、ナス、椎茸、フロッコリ、ニンジン、ネギ、キュウリ、カボチャ等) 	<p>[目的]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地産地消を推進するため、直売組織の育成支援を行う。 <p>[概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直売活動の支援を実施することで、村内の農業者等が参加する直売組織の発展に向けた育成。直売組織が中心となり、地元消費者に安全で安心できる農作物、加工品等の供給。将来的には、学校給食への地元野菜の供給について検討する。
認定農業者育成事業	<p>[目的]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営感覚に優れた効果的かつ安定的な農業経営を目指す意欲と能力のある農業者を育成するため、認定農業者制度を設け、当制度に基づき認定された農業者(認定農業者)に対し、農業技術及び農業経営に関する指導並びに援助等の優遇措置をしながらその育成を図り、もって農業経営の安定向上と集落営農の中核的担い手農家群の実現に寄与する。 <ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者数 36 名 (平成 15 年度末) <p>[関係機関]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・白河市認定農業者協議会 ・白河市経営改善支援センター 	<p>[目的]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営感覚に優れた効果的かつ安定的な農業経営を目指す意欲と能力のある農業者を育成するため、認定農業者制度を設け、当制度に基づき認定された農業者(認定農業者)に対し、農業技術及び農業経営に関する指導並びに援助等の優遇措置をしながらその育成を図り、もって農業経営の安定向上と集落営農の中核的担い手農家群の実現に寄与する。 <ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者数 35 名 (平成 15 年度末) <p>[関係機関]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表郷村認定農業者連絡協議会 ・表郷村経営改善支援センター 	<p>[目的]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営感覚に優れた効果的かつ安定的な農業経営を目指す意欲と能力のある農業者を育成するため、認定農業者制度を設け、当制度に基づき認定された農業者(認定農業者)に対し、農業技術及び農業経営に関する指導並びに援助等の優遇措置をしながらその育成を図り、もって農業経営の安定向上と集落営農の中核的担い手農家群の実現に寄与する。 <ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者数 27 名 (平成 15 年度末) <p>[関係機関]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大信村認定農業者会 ・大信村経営改善支援センター 	<p>[目的]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営感覚に優れた効果的かつ安定的な農業経営を目指す意欲と能力のある農業者を育成するため、認定農業者制度を設け、当制度に基づき認定された農業者(認定農業者)に対し、農業技術及び農業経営に関する指導並びに援助等の優遇措置をしながらその育成を図り、もって農業経営の安定向上と集落営農の中核的担い手農家群の実現に寄与する。 <ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者数 41 名 (平成 15 年度末) <p>[関係機関]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東村認定農業者会 ・東村経営改善支援センター

区分	4 市 村 の 現 況			
	白河市	表郷村	大信村	東 村
米生産調整対策事業	<p>【白河市地域水田農業ビジョン】 計画年度 平成 16 年度～平成 19 年度</p> <p>【生産調整に対する助成金】</p> <p>市単独助成については、「地域水田農業ビジョン」の産地づくり対策における助成に集約化したため、該当なし。</p> <p>【白河市水田農業推進協議会】</p> <p>[目的] 水田農業構造改革対策を推進する。</p> <p>[構成員] 22 名 会長(市長)、副会長(白河農業協同組合長)、農業委員会会長、土地改良区理事長、農業共済組合組合長理事、白河農業協同組合理事等 5 名、東西しらかわ農業協同組合 2 名、集荷業者 7 名、担い手農家・実需者・消費者の代表者各 1 名</p>	<p>【表郷村地域水田農業ビジョン】 計画年度 平成 16 年度～平成 18 年度</p> <p>【生産調整に対する助成金】</p> <p>[目的] ・需要に応じた米の計画生産を行う。 ・団地化を進めるための助成を行う。</p> <p>[内容] (村単独助成金) 作物助成 ・大豆・麦・飼料作物(10a 以上) 10a 25,000 円 ・一般・振興作物 10a 5,000 円 加工米助成 60kg 4,000 円 団地助成 ・麦・大豆・飼料作物 1.0ha 村 10,000 円 定着化助成 条件整備助成 1/2 種子購入助成 1/2 直播助成 10a 10,000 円 耕畜連携推進 畜産農家飼料作物購入助成 0.5ha 25,000 円 農事組合達成助成 (100%達成助成) 50,000 円 生産組織加算助成 150,000 円</p> <p>【表郷村水田農業推進協議会】</p> <p>[目的] 地域水田農業改革及び対策(生産調整)等を推進する。</p> <p>[構成員] 19 名 村 1 名 農協 1 名、農業委員会 1 名、農業団体 3 名、食生活改善グループ 2 名、農政事務所 1 名、農林事務所 1 名、議会 4 名、農業共済 1 名、土地改良区 2 名、商系出荷業者 2 名</p>	<p>【大信村地域水田農業ビジョン】 計画年度 平成 16 年度～平成 18 年度</p> <p>【生産調整に対する助成金】</p> <p>[目的] ・需要に応じた米の計画生産を行う。 ・団地化を進めるための助成を行う。</p> <p>[内容] (村単独助成金) 目的達成助成 10a 5,000 円 有機・特別栽培米導入助成 10a 2,000 円 農地利用集積助成 10a 2,000 円 エコファーマー導入助成 1 農家 5,000 円 直播助成 10a 7,000 円 集落達成助成 1 集落 50,000 円</p> <p>【大信村水田農業推進協議会】</p> <p>[目的] 地域水田農業改革及び対策(生産調整)等を推進する。</p> <p>[構成員] 14 名 農協 2 名、助役、農業委員会 2 名、農業団体 2 名、担い手 2 名、認定農業者会 1 名、消費者団体 1 名、農業共済 1 名、土地改良区 1 名、集荷業者 1 名</p>	<p>【東村地域水田農業ビジョン】 計画年度 平成 16 年度～平成 19 年度</p> <p>【生産調整に対する助成金】</p> <p>[目的] ・需要に応じた米の計画生産を行う。 ・団地化を進めるための助成を行う。</p> <p>[内容] (村単独助成金) 直播助成 10a 5,000 円 調整水田 10a 3,000 円 加工用米助成 60kg 2,000 円 エコファーマー助成 10a 2,000 円</p> <p>【東村水田農業推進協議会】</p> <p>[目的] 地域水田農業改革及び対策(生産調整)等を推進する。</p> <p>[構成員] 14 名 村 2 名、農業委員会 2 名、土地改良区 1 名、農業共済 1 名、農協 2 名、集荷業者 3 名、認定農業者会 1 名、商工会 1 名、消費者団体 1 名、担い手 1 名</p>

区分	4 市 村 の 現 況			
	白河市	表郷村	大信村	東 村
	<p>【産地づくり交付金】</p> <p>加工用米出荷助成 60kg 5,000 円 水稻直播栽培取組助成 10a 12,000 円 振興作物取組助成 トマト、きゅうり、ブロッコリー、みず菜、大豆、そば、ゆり等の花きの作付 10a 10,000 円 特別調整促進加算助成事業 トマト 10a 10,000 円 有機栽培米等推進助成 10a 16,000 円 団地化推進助成 10a 10,000 円</p> <p>【生産調整の生産者配分】 (平成 16 年度) 県からの作付生産目標数量 6,764 t (面積換算 1,252.6ha)</p> <p>個別配分作付割合 69.52 % (減反割合 30.48 %)</p>	<p>【産地づくり交付金】</p> <p>大豆、飼料作物助成 10a 40,000 円 加工用米出荷助成 60kg 4,000 円 特別調整加算分助成 トマト作物助成 10a 10,000 円</p> <p>【生産調整の生産者配分】 (平成 16 年度) 県からの作付生産目標数量 4,144 t (面積換算 798ha)</p> <p>個別配分作付割合 76.2 % (減反割合 23.8 %)</p>	<p>【産地づくり交付金】</p> <p>大豆、飼料作物助成 10a 50,000 円 そば 10a 40,000 円 有機・特別栽培助成 10a 3,000 円 土地利用集積 10a 3,000 円 加工用米出荷助成 1 袋 1,000 円</p> <p>【生産調整の生産者配分】 (平成 16 年度) 県からの作付生産目標数量 2,577 t (面積換算 495ha)</p> <p>個別配分作付割合 73.0 % (減反割合 27.0 %) 認定農業者へ傾斜配分</p>	<p>【産地づくり交付金】</p> <p>転作作物助成 トマト、きゅうり、ブロッコリー、レタス、水菜、かぼちゃ、未成熟とうもろこし 10a 10,000 円 その他野菜 10a 5,000 円 麦、大豆、そば、飼料作物 10a 2,000 円 果樹 10a 10,000 円 特別調整促進加算助成事業 トマト 10a 10,000 円 担い手認定農業者助成 10a 15,000 円</p> <p>【生産調整の生産者配分】 (平成 16 年度) 県からの作付生産目標数量 3,588 t (面積換算 646ha)</p> <p>個別配分作付割合 72.0 % (減反割合 28.0 %)</p>
水稻航空防除事業	<p>[実施主体] ・白河市航空防除推進協議会</p> <p>[目的] ・水稻の病害虫発生の予防のため農家と関係団体の協同により省力かつ効果的な広域防除を実施し、稲作経営の安定を図ることを目的とする。</p> <p>[概要] ・構成団体 白河農業協同組合 白河地方農業共済組合 白河市</p> <p>・散布回数 1 回 ・散布面積 1,240.1ha ・参加農家数 958 戸 ・農家負担金 3,000 円/10a</p>	<p>[実施主体] ・表郷村水稻航空防除推進協議会</p> <p>[目的] ・水稻のいもち病対策として広域一斉防除を実施し、稲作の生産性向上、安定生産を図ることを目的とする。</p> <p>[概要] ・構成団体 東西しらかわ農業協同組合 白河地方農業共済組合 表郷村</p> <p>・散布回数 2 回 ・散布面積 923ha ・参加農家数 700 戸 ・農家負担金 3,300 円/10a</p>	<p>[実施主体] ・大信村航空防除推進協議会</p> <p>[目的] ・稲のいもち病対策として広域一斉防除を実施し、稲作の生産性向上、安定生産を図ることを目的とする。</p> <p>[概要] ・構成団体 白河農業協同組合 白河地方農業共済組合 大信村</p> <p>・散布回数 2 回 ・散布面積 880 h a ・参加農家数 500 戸 ・農家負担金 3,240 円/10a</p>	<p>[実施主体] 東村航空防除推進協議会</p> <p>[目的] ・水稻のいもち病対策として広域一斉防除を実施し、農業生産者の労力軽減及び生産安定を図ることを目的とする。</p> <p>[概要] ・構成団体 白河農業協同組合 白河地方農業共済組合 東村</p> <p>・散布回数 2 回 ・散布面積 1,300ha ・参加農家数 600 戸 ・農家負担金 3,500 円/10a</p>

区分	4 市 村 の 現 況			
	白河市	表郷村	大信村	東 村
家畜防疫対策事業	<p>[概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> 家畜伝染病予防対策のための家畜保健衛生所と連携し各種予防接種、防疫検査推進と立会いを行なう。 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 牛アカバネ病予防接種 	<p>[概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> 家畜伝染病予防対策のための家畜保健衛生所と連携し各種予防接種、防疫検査推進と立会いを行なう。 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 牛アカバネ病予防接種 	<p>[概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> 家畜伝染病予防対策のための家畜保健衛生所と連携し各種予防接種、防疫検査推進と立会いを行なう。 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 牛アカバネ病予防接種 	<p>[概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> 家畜伝染病予防対策のための家畜保健衛生所と連携し各種予防接種、防疫検査推進と立会いを行なう。 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 牛アカバネ病予防接種
農道関係	<p>[現況](平成15年度末)</p> <ul style="list-style-type: none"> 農道総延長 94,201.0m 一定要件農道延長(幅員4m以上) 12,663.0m 路線数 281 舗装延長 10,210.0m 	<p>[現況](平成15年度末)</p> <ul style="list-style-type: none"> 農道総延長 25,778.0m 一定要件農道延長(幅員4m以上) 25,778.0m 路線数 59 舗装延長 13,696.0m 	<p>[現況](平成15年度末)</p> <ul style="list-style-type: none"> 農道総延長 14,924.0m 一定要件農道延長(幅員4m以上) 14,899.0m 路線数 36 舗装延長 3,653.0m 	<p>[現況](平成15年度末)</p> <ul style="list-style-type: none"> 農道総延長 25,063.0m 一定要件農道延長(幅員4m以上) 24,694.0m 路線数 90 舗装延長 7,068.0m
市町村単独土地改良事業	<p>[目的]</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和30年代からのほ場整備事業等で整備された農業用施設やため池は、老朽化が進み機能が低下しているため、維持・修繕・改修を行い、適正な管理を行うことにより、農業生産基盤の充実と生産性の向上を図る。 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 農道整備(舗装) 用排水路、頭首工の維持、修繕、改修 ため池の補修、浚渫 <p>[負担割合] 市 100%</p>	<p>[目的]</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和30年代からのほ場整備事業等で整備された農業用施設やため池は、老朽化が進み機能が低下しているため、維持・修繕・改修を行い、適正な管理を行うことにより、農業生産基盤の充実と生産性の向上を図る。 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 農道整備(舗装) 用排水路修繕、改修 ため池の補修、浚渫 <p>[負担割合] 村 100%</p>	<p>[目的]</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和30年代からのほ場整備事業等で整備された農業用施設やため池は、老朽化が進み機能が低下しているため、維持・修繕・改修を行い、適正な管理を行うことにより、農業生産基盤の充実と生産性の向上を図る。 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 農道整備(舗装) 用排水路修繕、改修 ため池の補修、浚渫 <p>[負担割合] 村 100%</p>	<p>[目的]</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和30年代からのほ場整備事業等で整備された農業用施設やため池は、老朽化が進み機能が低下しているため、維持・修繕・改修を行い、適正な管理を行うことにより、農業生産基盤の充実と生産性の向上を図る。 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 農道整備(舗装) 用排水路修繕、改修 ため池の補修、浚渫 <p>[負担割合] 村 100%</p>
県営土地改良事業	<p>[概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> 県が行う農業農村整備事業に対して推進及び地元支援を行う。 <p>[事業・負担割合]</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営体育成基盤整備事業舟田地区 <ul style="list-style-type: none"> 市 10.1%、地元 9.7% ため池等整備事業 西郷ダム <ul style="list-style-type: none"> 市 7%、地元 10% 老朽ため池(小規模)塩田池 <ul style="list-style-type: none"> 市 10.5%、地元 10.5% 	<p>[概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> 県が行う農業農村整備事業に対して推進及び地元支援を行う。 <p>[事業・負担割合]</p> <ul style="list-style-type: none"> 水環境整備事業 <ul style="list-style-type: none"> 村 20%、地元 0% ため池整備事業 <ul style="list-style-type: none"> 村 20%、地元 0% ふるさと農道緊急整備金山地区事業 <ul style="list-style-type: none"> 村 20%、地元 0% 		<p>[概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> 県が行う農業農村整備事業に対して推進及び地元支援を行う。 <p>[事業・負担割合]</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営体育成基盤整備事業石原地区 <ul style="list-style-type: none"> 村 12%、地元 8%

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白河市	表郷村	大信村	東 村
市町村森林整備計画	<p>【白河市森林整備計画】</p> <p>[概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の全国森林計画及び県の地域森林整備計画に即した市町村における森林整備のマスタープランであり、市町村は、5年ごとに10年を一期とした森林整備の計画をたてなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> 計画期間 平成12年～22年 森林面積 5,910ha (うち国有林 916ha) 人工林面積 2,420ha 	<p>【表郷村森林整備計画】</p> <p>[概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の全国森林計画及び県の地域森林整備計画に即した市町村における森林整備のマスタープランであり、市町村は、5年ごとに10年を一期とした森林整備の計画をたてなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> 計画樹立 平成12年～22年 森林面積 4,051ha (うち国有林 1,625ha) 人工林面積 1,157ha 	<p>【大信村森林整備計画】</p> <p>[概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の全国森林計画及び県の地域森林整備計画に即した市町村における森林整備のマスタープランであり、市町村は、5年ごとに10年を一期とした森林整備の計画をたてなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> 計画期間 平成12年～22年 森林面積 5,946ha (うち国有林 2,545ha) 人工林面積 1,588ha 	<p>【東村森林整備計画】</p> <p>[概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の全国森林計画及び県の地域森林整備計画に即した市町村における森林整備のマスタープランであり、市町村は、5年ごとに10年を一期とした森林整備の計画をたてなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> 計画期間 平成12年～22年 森林面積 1,562ha (うち国有林 0ha) 人工林面積 532ha
林道事業	<p>[目的]</p> <ul style="list-style-type: none"> 林道利用者の通行の安全確保、防塵、路体の保護、路面流出、路則の災害防止や機能向上を図る。 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 開設 舗装 橋梁改良 局部改良 幅員拡張 法面保全、法面緑化 交通安全施設 維持管理 林道台帳整備 <p>[現況](平成15年度末)</p> <ul style="list-style-type: none"> 林道総延長 14,787.0m 路線数 10 舗装延長 2,250.0m 	<p>[目的]</p> <ul style="list-style-type: none"> 林道利用者の通行の安全確保、防塵、路体の保護、路面流出、路則の災害防止や機能向上を図る。 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 開設 舗装 橋梁改良 局部改良 幅員拡張 法面保全、法面緑化 交通安全施設 維持管理 林道台帳整備 <p>[現況](平成15年度末)</p> <ul style="list-style-type: none"> 林道総延長 12,271.8m 路線数 8 舗装延長 2,246.1m 	<p>[目的]</p> <ul style="list-style-type: none"> 林道利用者の通行の安全確保、防塵、路体の保護、路面流出、路則の災害防止や機能向上を図る。 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 開設 舗装 橋梁改良 局部改良 幅員拡張 法面保全、法面緑化 交通安全施設 維持管理 林道台帳整備 <p>[現況](平成15年度末)</p> <ul style="list-style-type: none"> 林道総延長 17,825.8m 路線数 9 舗装延長 1,736.6m 	<p>[目的]</p> <ul style="list-style-type: none"> 林道利用者の通行の安全確保、防塵、路体の保護、路面流出、路則の災害防止や機能向上を図る。 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 開設 舗装 橋梁改良 局部改良 幅員拡張 法面保全、法面緑化 交通安全施設 維持管理 林道台帳整備 <p>[現況](平成15年度末)</p> <ul style="list-style-type: none"> 林道総延長 6,852.4m 路線数 6 舗装延長 4,133.7m
森林病虫害防除事業	<p>[概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> 松くい虫等の森林病虫害を早期に、かつ、徹底的に駆除し、及びそのまん延を防止することで森林の保全を図る。高度公益機能松林である南湖公園付近の松林や地区保全松林及び地区被害拡大防止松林については、くん蒸処理による伐倒駆除(国庫・県単事業)を実施している。 	<p>[概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> 松くい虫等の森林病虫害を早期に、かつ、徹底的に駆除し、及びそのまん延を防止することで森林の保全を図る。 	<p>[概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> 松くい虫等の森林病虫害を早期に、かつ、徹底的に駆除し、及びそのまん延を防止することで森林の保全を図る。 	<p>[概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> 松くい虫等の森林病虫害を早期に、かつ、徹底的に駆除し、及びそのまん延を防止することで森林の保全を図る。

区分	4 市 村 の 現 況			
	白河市	表郷村	大信村	東 村
	<p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 松くい虫防除事業 (伐倒駆除事業) ・くん蒸処理 (被害木をシート密閉被覆し薬剤散布) ・薬剤散布処理 (被害木を集積して薬剤を散布) (危険木除去事業) ・伐倒集積処理 (危険な松枯損木を伐採し集積) 保全松林緊急保護整備事業 ・保全松林健全化整備事業 ・衛生伐事業 (不用木等の除去・処理) <p>奨励事業 (国庫事業) 3/4 補助 (国 1/2、県 1/4、市 1/4) 推進事業 (県単事業) 1/2 補助 (県 1/2、市 1/2)</p>	<p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保全松林健全化整備事業 (衛生伐) ・松くい虫伐倒駆除事業 	<p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松くい虫防除事業 ・危険木除却事業 	<p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保全松林健全化整備事業 (衛生伐) ・危険木除却事業
有害鳥獣駆除事業	<p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例第 2 条第 1 項第 1 号の規定による狩猟鳥獣 (ツキノワクマ・ニホンカモシカを除く。) の捕獲等に係るものにより許可権限を有する。また、許可にあたっては、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握した結果、実際に被害等が生じており、いかなる防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときにのみ行う。 <p>[活動内容]</p> <p>白河市有害狩猟鳥獣捕獲隊</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隊員数 20 名 ・年間許可回数 14 回 ・出勤延日数 42 日間 ・出勤延人数 290 人 ・鳥獣類捕獲実績 125 羽 (頭) ・捕獲方法 猟銃及びワナ 	<p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例第 2 条第 1 項第 1 号の規定による狩猟鳥獣 (ツキノワクマ・ニホンカモシカを除く。) の捕獲等に係るものにより許可権限を有する。また、許可にあたっては、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握した結果、実際に被害等が生じており、いかなる防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときにのみ行う。 <p>[活動内容]</p> <p>表郷村有害狩猟鳥獣捕獲隊</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隊員数 10 名 ・年間許可回数 10 回 ・出勤延日数 50 日間 ・出勤延人数 200 人 ・鳥獣類捕獲実績 150 羽 (頭) ・捕獲方法 猟銃及びワナ 	<p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例第 2 条第 1 項第 1 号の規定による狩猟鳥獣 (ツキノワクマ・ニホンカモシカを除く。) の捕獲等に係るものにより許可権限を有する。また、許可にあたっては、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握した結果、実際に被害等が生じており、いかなる防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときにのみ行う。 <p>[活動内容]</p> <p>大信村狩猟鳥獣捕獲隊</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隊員数 15 名 ・年間許可回数 2 回 ・出勤延日数 46 日間 ・出勤延人数 44 人 ・鳥獣類捕獲実績 26 羽 (頭) ・捕獲方法 猟銃及びワナ 	<p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例第 2 条第 1 項第 1 号の規定による狩猟鳥獣 (ツキノワクマ・ニホンカモシカを除く。) の捕獲等に係るものにより許可権限を有する。また、許可にあたっては、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握した結果、実際に被害等が生じており、いかなる防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときにのみ行う。 <p>[活動内容]</p> <p>東村狩猟鳥獣捕獲隊</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隊員数 14 名 ・年間許可回数 3 回 ・出勤延日数 25 日間 ・出勤延人数 172 人 ・鳥獣類捕獲実績 578 羽 (頭) ・捕獲方法 猟銃及びワナ

先進事例

【篠山市】(兵庫県)

農林業関係事業の取扱い

- (1) 農林業関係事業については、次のとおり実施するものとする。
 - ア 国・県補助事業及び継続事業については、新町においても引き続き実施する。
 - イ 町単独事業については、合併時に調整する。ただし、集落生産組合に対する助成制度は篠山町の例によるものとし、農地の利用権設定にかかる助成制度は西紀町の例による。
 - ウ 災害復旧事業にかかる町単独補助及び受益者の負担割合については、篠山町の例による。
- (2) 農林業関係団体等については、次のとおり取扱うものとする。
 - ア 農業協同組合、森林組合及び土地改良協議会の統合については、それぞれの事情を尊重しながら調整に努める。
 - イ 農会長会については、合併時に統合する。
 - ウ 土地改良区及び水系協議会等については、現行のとおりとする。
 - エ 農林業施策の推進を図るための協議会等組織については、新町において新たに設置する。
- (3) 新生産調整推進対策については、合併時に調整する。
- (4) 農振農用地域については、当面現行のとおりとし、新町において作成する農業振興地域整備計画に基づき調整する。
- (5) 農林業関係基金については、合併時に合計額をもって基金を設置する。

【壱岐市】(長崎県)

- (1) 農政関係事業
 - イ 農業震央地域整備促進事業については、新市において農業振興地域整備計画を策定する。
 - ロ 農業経営基盤強化促進対策事業については、新市において経営対策体制整備の地域農業マスタープランを作成する。農地流動化地域総合推進事業については、新市において目標面積を設定し推進する。
 - ハ 米の生産調整については、生産調整推進基本計画を新市において策定し実施する。
なお、生産調整の助成については、合併前に調整し合併時から適用する。
 - ニ 中山間地域等直接支払事業、有害鳥獣駆除事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - ホ 各種関係団体については、合併前に調整し合併時から適用する。
 - ヘ 現在の各町助成事業については、従来からの経緯と実情に配慮し、合併前に調整し合併時から適用する。
 - ト 各町の産業まつり等及び農業機械銀行等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 畜産関係事業
 - イ 国、県の補助事業について、継続事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。地元負担の伴うものについて、負担割合は従来からの経緯と実情に配慮し、合併前に調整し合併時から適用する。
 - ロ 現在の各町助成事業については、従来からの経緯と実情に配慮し、合併前に調整し合併時から適用する。
- (3) 林務関係事業
 - イ 造林事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。地元負担に対する町助成については、従来からの経緯と実情に配慮し、合併前に調整し合併時から適用する。
 - ロ 林道及び森林病害虫対策(航空防除等)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - ハ 現在の各町助成事業については、従来からの経緯と実情に配慮し、合併前に調整し合併時から適用する。
- (4) 農業農村整備関係事業
 - イ 国、県の補助事業について、継続事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。地元負担の伴うものについて、負担割合は従来からの経緯と実情に配慮し、合併前に調整し合併時から適用する。
 - ロ 農道については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - ハ 現在の各町助成事業については、従来からの経緯と実情に配慮し、合併前に調整し合併時から適用する。ただし、各土地改良区運営費補助金については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	24-(4)-イ	各種事務事業の取扱い(産業経済に関する事務事業/商工・観光関係)
調整方針	1 商工会議所及び商工会補助金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において補助基準等について調整する。 2 各種観光イベントについては、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。	

区分	4市村の現況			
	白河市	表郷村	大信村	東村
商工会議所・商工会補助金関係	【白河市商工会議所】 ・白河市商工会議所補助金 2,000千円(H16予算) ・白河中小企業相談所補助金 2,000千円(H16予算)	【表郷村商工会】 ・経営改善普及事業補助金 5,578千円(H16予算) ・地域総合振興事業補助金 1,173千円(H16予算)	【大信村商工会】 ・大信村商工会補助金 3,600千円(H16予算) ・大信村商工会青年・女性部活動補助金 200千円(H16予算)	【東村商工会】 ・小規模事業経営支援事業 6,630千円(H16予算) ・地域総合振興事業 2,070千円(H16予算) ・街路灯維持管理費補助 (特別会計) 816千円(H16予算)
観光イベント助成に関すること	【イベント名】 ・旗宿まつり(かたくり祭、あじさい祭、収穫祭・新そば祭) ・白河関まつり(歩行者天国・花火大会) ・白河冬まつり ・白河だるま市 【目的】 市民のふるさと意識の高揚と周辺地域への観光PRを図ることを目的に開催。 なお、個々の祭はイベントとして市内外に広く認知されており、そのPR効果は数字では表せないものがある。	【イベント名】 ・ふるさと表郷まつり 【目的】 農業、商工団体・行政、住民等が一体となって魅力あるふるさと表郷づくりを進めるため、豊かな自然環境と特産物等を内外にPRし、村民の積極的参加と他地域との交流を通してふるさと再認識と産業、文化向上を図るシンボルとして開催する。	【イベント名】 ・ふるさと川まつりinたいしん 2004 【目的】 ~村を貫流する隈戸川の清らかな流れを、常にふるさとの誇りとし、後世まで守り育てよう~をテーマとした、夏のイベント。 16年度で第5回を迎えたが、地域住民が「自ら企画し、そして参加するもの」として開催している。	【イベント】 ・サンライズフェスティバル 【目的】 交流人口を増やし、東村をPRしようとするイベント。平成16年度で10回目となる。

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
	<p>【開催日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かたくり祭 平成16年4月10日(土)・11日(日) ・あじさい祭 平成16年7月10日(土)・11日(日) ・収穫祭・新そば祭 平成16年10月23日(土)・24日(日) ・白河関まつり 平成16年8月7日(土)・8日(日) ・白河冬まつり 平成16年12月1日～31日 ・白河だるま市 平成17年2月11日(祝) <p>【会場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旗宿まつり 白河関の森公園 ・白河関まつり 白河市内 ・白河冬まつり 白河駅周辺 ・白河だるま市 市内目抜き通り <p>【事業費】(H16)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旗宿まつり 600千円 ・白河関まつり 7,000千円 ・白河冬まつり 200千円 ・白河だるま市 4,500千円 <p>【補助金額】(H16)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旗宿まつり実行委員会負担金 300千円 ・白河まつり振興会負担金 (白河関まつり、白河だるま市) 1,300千円 ・白河冬まつり 200千円 <p>【その他のイベント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さんじもさ踊り (白河市関辺八幡神社境内) ・安珍念仏踊り (白河市萱根地内) 	<p>【開催日】 平成16年8月28日(土)</p> <p>【会場】 表郷村総合運動公園</p> <p>【事業費】(H16) 6,458千円</p> <p>【補助金額】(H16)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと表郷まつり実行委員会補助金 2,500千円 	<p>【開催日】 平成16年8月1日(日)</p> <p>【会場】 大信村増見河川公園</p> <p>【事業費】(H16) 3,500千円</p> <p>【補助金額】(H16)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと川まつり実行委員会補助金 3,500千円 	<p>【開催日】 平成16年11月3日</p> <p>【会場】 21世紀の森運動公園・東村体育館前</p> <p>【事業費】(H16) 700千円</p>

先進事例

県内

伊達7町合併協議会（協議終了）

- 1 商工会等への補助金は、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後調整する。
- 2 観光振興事業は、新市に引き継ぐものとする。
- 3 地域産業振興事業は、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

田村地方5町村合併協議会（協議終了）

- 1 商工観光事業については、引き続き事業の推進に努め、同一又は類似する事業の統合・再編を進め、事業の振興を図る。
- 2 中小企業振興助成事業及び商工観光振興補助事業については、新市において、新たな助成要綱等を制定する。

会津高田町・会津本郷町・新鶴村合併協議会（協議終了）

- 1 各種観光イベントについては、引き続き実施する。ただし、新町において、関係機関と連携を取りながら再度調整する。
- 2 その他商工業振興事業については、新町において調整する。

南相馬合併協議会（協議終了）

- 1 商工関係事業については、関係団体と連携を行いながら、地域経済の活性化と安定した雇用の場を確保するために、中小企業の支援、商店街の活性化、企業誘致等、引続き商工業振興の推進を図ることとする。
- 2 観光関係事業については、4市町村が有する自然、歴史、文化資源など地域特性を生かした様々な施設整備や観光イベントが行われており、新市移行後もこれらの自然資源、交流拠点施設を広く情報発信をしながら、広域的な観光振興を図ることとする。

県外

篠山市（平成11年4月1日合併）

- 1 商工会の統合については、それぞれの事情を尊重し調整に努める。また、補助金については現行制度を尊重し調整するものとする。
- 2 地域振興にかかる助成や貸付制度については、篠山町の例による。

さいたま市（平成13年5月1日合併）

商工・観光事業については、引き続き事業の推進に努めるものとする。同一又は類似する事業は統合又は再編するものとする。

南アルプス市（平成15年4月1日合併）

基本的には現状のまま継続することとし、拡大あるいは一本化すべきものについては新市において調整する。

- 1 商工会については一本化を図り、新市全域にかかる統合組織を設置する。
- 2 商工業振興にかかる継続中の事業は新市に引き継ぐ。また、新市の商工業振興計画を策定し統一的な振興を図る。

【参考法令関係】〔抜粋〕

商工会議所法

(地区)

第8条 商工会議所の地区は、市(都の区のある地域においては、そのすべての区をあわせたもの。以下同じ。)の区域とする。但し、商工業の状況により必要があるときは、町の区域又は隣接する市と市町村若しくは隣接する町と町村をあわせたものの区域とすることができる。

- 2 前項但書きの区域のうち、町の区域又は町と町村をあわせた区域は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第8条第1項第1号から第3号までに掲げる要件を備えたものでなければならない。但し、商工業の状況により、特に必要があるときは、この限りでない。
- 3 商工会議所の地区は、他の商工会議所の地区又は商工会の地区と重複するものがあるてはならない。

(市町村の配置分合に伴う地区の特例)

第8条の2 商工会議所の設立後にその地区たる市町村について配置分合があった場合において、その商工会議所の地区を配置分合後の市町村の区域とするための定款を変更し、又はその商工会議所が解散するまでの間は、前条第1項の規定にかかわらず、その商工会議所の地区は、配置分合前の市町村の区域とする。

商工会法

(地区)

第8条 商工会の地区は、一の町村の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、一の市又は隣接する二以上の市町村の区域とすることができる。

- 2 商工会の地区は、他の商工会の地区又は商工会議所の地区と重複するものがあるてはならない。

(市町村の配置分合に伴う地区の特例)

第8条の2 商工会の設立後にその地区たる市町村について配置分合があった場合において、その商工会(その商工会が配置分合後の市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とし、その地区が隣接する他の商工会と合併した場合(以下この条において「隣接商工会との合併の場合」という。)にあっては、当該合併後存続する商工会又は当該合併によって成立した商工会。以下この条において同じ。)の地区を配置分合後市町村の区域とするための定款を変更し、又はその商工会が解散するまでの間は、前条第1項の規定にかかわらず、その商工会の地区は、配置分合前の市町村の区域(隣接商工会との合併の場合にあっては、当該合併前の各商工会の地区のすべてを合わせた区域)とする。